

社援地発 0420 第 1 号
令和 2 年 4 月 20 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」の一部修正について

標記については、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づき、福祉事務所設置自治体等が行う自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業の運営に当たって必要な基本的事項をそれぞれ手引きとしてとりまとめ、平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号本職通知として、発出したところである。

令和 2 年 4 月 17 日に「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」の一部改正について」（令和 2 年 4 月 17 日社援地発 0417 第 1 号本職通知）を発出したところであるが、これに一部修正を行い、令和 2 年 4 月 20 日から適用することとしたので、通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

（別紙）

1. 住居確保給付金の支給に係る事務の手引き（別添 1）
2. 住居確保給付金の支給事務の取扱問答 2020-03（別添 2）

住居確保給付金の支給に係る事務の手引き

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく住居確保給付金は、自治体事務マニュアル（平成 27 年 3 月 27 日付社援発 2 号）（以下「マニュアル」という。）により支給することとされている。

本手引きでは、支給に係る事務の詳細を参考としてお示しする。

また、関係施策と併せて活用する必要がある場合について、関係機関と円滑に連携するための連絡調整等の方法をお示ししているので参考とされたい。

なお、用語の定義はマニュアルに準ずる。

目次

I	概要	4
	1. 関係施策の概要.....	4
	2. 実施体制.....	4
II	相談者への対応	5
	1. 関係施策の確認.....	5
	2. 関連施策の説明.....	5
	(1) 求職者支援制度の利用希望者.....	5
	(2) 総合支援資金貸付の利用希望者.....	5
	(3) 説明及び誘導に際しての留意点.....	6
	3. 住居確保給付金の受給希望者への説明.....	6
III	住居確保給付金支給申請の受付からの事務の流れ	8
	1. 申請書の受付.....	8
	(1) 本人確認書類（いずれかの写し）.....	8
	(2) 離職関係書類.....	8
	(3) 収入関係書類.....	9
	(4) 金融資産関係書類.....	9
	【収入基準額の設定について】.....	9

2. 担当公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策の利用状況の確認	10
(1) 送付	10
(2) 持ち込み	10
(3) 持ち込み及び送付	10
3. 申請書の写しの交付	10
(1) 写しの交付	10
(2) 写しの交付時の留意点	10
(3) 不動産業者等からの予定住宅通知書又は住宅状況通知書の交付	11
IV 住居確保給付金の支給審査時の事務の詳細	12
1. 審査時の留意事項	12
2. 住居喪失者が支給要件にすべて合致していると判断された場合	12
3. 住居喪失者への対象者証明書交付時の説明	12
(1) 総合支援資金貸付（住宅入居費、生活支援費）の借入申込み	13
(2) 対象者証明書の写しの提示による賃貸借契約の締結	13
(3) 住居確保後の手続き	14
V 住居確保給付金の支給決定時の事務の詳細	15
1. 支給決定	15
(1) 住居喪失者	15
(2) 住居を喪失するおそれのある者	15
2. 決定通知書の交付	15
(1) 交付の方法	15
(2) 支給決定後の手続き	15
(3) 求職活動等	16
3. 関係機関への情報提供	16
4. 居住実態の確認	17
VI 住居確保給付金の延長等の考え方	18
1. 支給期間延長等についての周知	18

2. 支給期間延長等の判断.....	18
3. 支給期間延長等に当たっての留意点.....	18
4. 関係機関への情報提供.....	18
VII 住居確保給付金の支給停止の事務の詳細.....	19
1. 停止の取扱い.....	19
(1) 基本的な考え方.....	19
(2) 手続き等.....	19
(3) 留意点.....	21
2. 停止時及び再開時の関係機関への情報提供.....	22
VIII 住居確保給付金の支給中断事務の詳細.....	23
1. 中断の取扱い.....	23
(1) 基本的な考え方.....	23
(2) 手続き等.....	23
(3) 留意点.....	23
2. 中断時及び再開時の関係機関への情報提供.....	24
IX 関係機関への情報提供.....	25

I 概要

1. 関係施策の概要

① 職業訓練受講給付金

公共職業安定所の支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給するもの。

② 総合支援資金貸付

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して、社会福祉協議会が生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費を貸付けるもの。

③ 臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して社会福祉協議会が当該給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けるもの。

2. 実施体制

① 住居確保給付金

- ・ 支給事務（審査、決定、支給）
⇒福祉事務所設置自治体（以下「自治体」という。）
- ・ 相談・受付、受給・中断中の面談等
⇒自立相談支援機関

② 職業訓練受講給付金

⇒公共職業安定所

③ 総合支援資金貸付

⇒都道府県社会福祉協議会（受付窓口は市町村社会福祉協議会）

④ 臨時特例つなぎ資金貸付

⇒都道府県社会福祉協議会（受付窓口は市町村社会福祉協議会）

※①～④いずれも相談者の現居住地、又は居住を希望する新たな居住地の機関

Ⅱ 相談者への対応

1. 関係施策の確認

自立相談支援機関は、相談者に対し、離職等又は就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることにより経済的に困窮し住居の確保を要する者が利用可能な関係施策について、一通り説明及び対象者要件の該当性を確認する。

2. 関連施策の説明

関係施策の利用希望者に対しては、下記のとおり説明した上で、住居確保給付金の説明又は担当窓口へ誘導を行う。

(1) 求職者支援制度の利用希望者

求職者支援制度については、公共職業安定所において職業相談を行う中で適用の可能性が判断される事業であり、自治体では制度説明以外のことを行うのは困難であることから、相談者が当該事業を希望する場合は、相談者の現居住地（相談者が現在の居住地以外の居住を希望する場合は新たな居住予定地）を管轄する公共職業安定所（以下、「担当公共職業安定所」という。）で相談を受けるよう教示する。

住居確保給付金と雇用施策との関係は、一般的には自立を目指すための支援としては、雇用施策を利用することがより効果的と考えられるため、相談時の聞き取りにより、職業訓練受講給付金の支給要件に該当する場合は、優先することとしているが、求職者支援制度については、上記理由のとおり、要件の確認により画一的に適用の可否が判断されるものでなく、また、目的である職業訓練等に付随して給付金等の支援を受ける性格の制度であることから、自治体における相談の段階では、職業訓練受講給付金の要件を確認して、受給可能性を教示して公共職業安定所に促す対応をとることは困難となる。よって、概要説明のうえ相談者が求職者支援制度の活用を望む場合には、担当公共職業安定所での相談を教示することとするが、それ以外の場合は、住居確保給付金の活用を検討することとなる。

(2) 総合支援資金貸付の利用希望者

- ① 住居を喪失した状況にある者であって雇用施策による給付等の適用ができない者が、総合支援資金貸付を利用するためには、まず自立相談支援機関において住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる状態にあることが必要である旨教示する。
- ② 総合支援資金貸付は、雇用保険の失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けている場合は利用することができないため、住居確保給付金と併せて総合支援資金貸付の申請をしようとする者については、その旨教示する。

- ③ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）については、住居確保給付金の申請を受理された者が、貸付けの申請ができることとなっている。ただし、②の場合は貸付けが行われないこととなるため、住居確保給付金を希望する者については、その旨説明すること。

また、市町村社会福祉協議会に総合支援資金貸付の申込みをする際に、市町村社会福祉協議会において、申込人の自立支援のために当該貸付を行うことに疑義がある場合等には、場合によっては貸付けが行われないことがあり得る（住宅入居費の貸付けが行われないこととなった場合は、住宅の初期費用が賄えないこととなり、結果として住居確保給付金だけでは目的が達せられないこととなり、住居確保給付金についても申請取り下げ等を行っていただくこととなる）。その場合、市町村社会福祉協議会から住居確保給付金の担当者に連絡が入ることとなるので、当該申請者に対する今後の支援方法について、申請者も含めてよく相談していただきたい。

- ④ 説明の際には、（別紙１）「条件別の「住居確保給付金」と「総合支援資金貸付」の利用可能パターン」等を活用し、分かりやすく示すこと。

（３）説明及び誘導に際しての留意点

求職者支援制度については担当公共職業安定所が、総合支援資金貸付は社会福祉協議会が実施するものであり、利用可否の判断は各機関しか行えないことを必ず説明し、教示を行うことが各支援施策の利用の可否に関する断定的判断と受け取られないよう特に留意すること。

なお、関係機関へ誘導する際は、必要に応じ、担当窓口へ事前連絡を行うなど、事務手続き等が円滑に行えるよう配慮すること。

3. 住居確保給付金の受給希望者への説明

住居確保給付金の受給を希望する者に対し、自立相談支援機関は、必要に応じ、社会福祉協議会が行う各種資金の貸付制度の概要を説明する。その際、（別紙２）及び（別紙３）を活用するなど、手続きが円滑に進むよう、分かりやすい説明を行うこと。

- ① 住居喪失者であって、本給付の支給開始までの生活費が必要な者は、市町村社会福祉協議会に「住居確保給付金支給申請書（様式１－１号）」（以下、「申請書」という。）の写しを提出して、臨時特例つなぎ資金貸付（以下、「つなぎ資金貸付」という。）の申込みができること
- ② 住居喪失者であって、入居予定住宅の賃貸借契約に当たって、敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な者は、市町村社会福祉協議会に、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－１号）」（以下「予定住宅通知書」という。）及び対象者証明書の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みができること
- ③ 生活費が必要な者は、市町村社会福祉協議会に「住居確保給付金支給対象者証明書（様式３）」（以下「対象者証明書」という。）の写しを提出して総合支援資金貸付（生活支援費）の借入申込みができること

※相談者については、自立相談支援機関において「住居確保給付金面接受付簿（参考様式1）」を利用するなど、適切な方法で管理すること。

Ⅲ 住居確保給付金支給申請の受付からの事務の流れ

1. 申請書の受付

自立相談支援機関は、申請書の書き方や以下の添付資料の不足について、助言等を行う。

(1) 本人確認書類（いずれかの写し）

- ① 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等

※個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

- ② ただし、不適正受給防止のためには、顔写真入りの証明書で確認し、顔写真のない証明書の場合は、二つ以上の提出を求めて確認することが望ましい。

(2) 離職関係書類

(則第3条第1号関係)

- ① 離職関係の書類としては、離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、雇用保険受給資格者証等が考えられるところであるが、これらを有していない場合は、以下の点にも留意し、離職関係書類の入手を指示すること。

ア) 雇用保険加入者であれば、離職先の雇い主に離職証明書の発行（事業主がハローワークへ届け出る）を依頼するよう指示すること。

イ) 雇用保険未加入者であれば、離職先の雇い主に、退職したことを証明する書類の発行を依頼するよう指示すること。必要に応じ、（別紙5）の例を参考に、「退職証明書」の用紙を配布すること。

- ② ①をしてもなお離職関係書類の提出が困難な場合には、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等、離職者であることが確認できる何らかの書類を提出するよう指示すること。
- ③ 給与が全て手渡しだったなど、やむを得ず①②の書類が整わない場合には、「離職状況等に関する申立書（参考様式5）」を提出させること。
- ④ 必要に応じ、申請者から申告又は申し立てのあった事業主に対し、自立相談支援機関から電話確認等により当該離職の事実の確認を行う。
- ⑤ 自営業を廃業した者の場合は、廃業届等、廃業したことを確認できる書類を提出させること。

(則第3条第2号関係)

- ⑥ 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類を提出させること。（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ⑦ 指示がすべて口頭だったなど、やむを得ず⑥の書類が整わない場合には、「離職状況等に関する申立書（参考様式5）」を提出させること。

(3) 収入関係書類

- ① 収入関係の書類としては、以下のものが考えられる。
 - a 給与明細書、賃金明細書、報酬明細書等
 - b 預貯金通帳の当該収入の振込の記帳ページ
 - c 公的給付等の支給額が分かる書類
 - ・雇用保険の失業等給付を受けている場合は、雇用保険受給資格証明書
 - ・年金を受けている場合は、年金手帳
 - ・その他の福祉手当等を受給している場合は、各種福祉手帳
- ② 基本的には、申請者の申告によるものとする。

(4) 金融資産関係書類

- ① 金融資産関係の書類は、預貯金通帳又は残高証明等が考えられる。
- ② 基本的には、申請者の申告によるものとする。

【収入基準額の設定について】

○基準額+家賃額（住宅扶助に基づく額が上限）＝「収入基準額」

基準額は、収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ。）とする。

なお、基準額の計算の手順は次のとおりである。

ア) 各自治体の条例の内容を踏まえ、世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。

イ) 次に、申請者が給与所得者か否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、ア)で求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。

ウ) イ)で求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

○基準額の計算例は下記のとおり。

(単位：万円)

世帯人数	1級地の例	2級地の例	3級地の例
1人	8.4	8.1	7.8
2人	13	12.3	11.5
3人	17.2	15.7	14
4人	21.4	19.4	17.5
5人	25.5	23.2	20.9
6人	29.7	26.9	24.2
7人	33.4	30.6	27.5
8人	37	33.9	30.8
9人	40.7	37.2	33.7
10人	44.3	40.4	36.6

○収入基準額は、給付金の概要や自治体作成のパンフレットなどで明示すること

2. 担当公共職業安定所への求職申込み及び国の雇用施策の利用状況の確認

住居確保給付金は、担当公共職業安定所での求職申込みを対象者要件としていることから、自立相談支援機関は申請者に対し、求職受付票（ハローワークカード）の写しの提出を指示する。申請者が求職の申し込みを行っていない場合は、担当公共職業安定所への求職の申込を行った上で、求職受付票（ハローワークカード）の写しを提出するよう指示する。**【追加提出資料①】**

この際、申請者の聞き取り内容や、求職受付票が有効か不明な場合、雇用保険の受給資格や受給額の申告内容に疑問がある場合など、必要に応じ、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票（参考様式2）」（以下、「確認票」という。）に申請者の同意署名を得た上で、担当公共職業安定所に対して確認を行う。なお、担当公共職業安定所においては、確認票の担当者を決定しておくことになっているため、予め自立相談支援機関と担当公共職業安定所の担当者間において、地域の実情に応じて調整の上、確認の方法（下記（1）～（3））や、確認の頻度等の方針を決定しておくこと。

（1）送付

自立相談支援機関が確認票（原本）を担当公共職業安定所に送付し、担当公共職業安定所が回答の上、返送する。ただし、1回の件数が多い場合などは、「住居確保給付金・総合支援資金貸付に係る申請者リスト（参考様式3）」にまとめ、確認票（写し）を添付の上、照会するなど、効率的に確認を行うこと。

（2）持ち込み

緊急の場合には、申請者が確認票（原本）を直接担当公共職業安定所に持ち込み、担当公共職業安定所から申請者に交付されたものを自立相談支援機関に提出する。

（3）持ち込み及び送付

即日の確認を要しない場合には、申請者が確認票（原本）を担当公共職業安定所に持ち込み、担当公共職業安定所が自立相談支援機関に返送する。

3. 申請書の写しの交付

（1）写しの交付

自立相談支援機関は、提出を受けた申請書に担当印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、住居喪失者に対しては予定住宅通知書、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書（様式2-2号）」（以下「住宅状況通知書」という。）を配布する。

さらに、住居喪失者であってつなぎ資金貸付の申請を予定している者に対しては更にもう1部申請書の写しを交付する。

（2）写しの交付時の留意点

① つなぎ資金貸付の申し込み

住居喪失者であって、支給開始までの生活費が必要な者は、市町村社会福祉協

議会に本写しを提出して、つなぎ資金貸付の申込みができることを説明・助言をすること。

申請者がつなぎ資金貸付の申込みを行うか否かを確認し、申込みを行う場合は、自立相談支援機関から市町村社会福祉協議会に情報提供を行うこと。この際、申請者は、早ければ当日に市町村社会福祉協議会を訪れると考えられることから、情報提供の方法としては、書面を送付するのではなく、電話連絡が望ましい。

なお、つなぎ資金貸付が決定された場合は、都道府県社会福祉協議会より情報提供（決定通知写しの送付）が行われることとなる。つなぎ資金貸付を利用している者については、住居確保給付金支給決定後に、市町村社会福祉協議会へ支給決定の情報提供（決定通知写しの送付）を行うとしていることから、「住居確保給付金管理簿（参考様式４）」（以下「管理簿」という。）等の活用により、つなぎ資金貸付利用者を把握しておくこと。

② 住居喪失者の住居確保に関する助言

ア) 自立相談支援機関において、各種不動産業界団体の会員リストや、地域の居住支援法人、制度に理解を示している不動産媒介業者等の情報がある場合には、申請者にコピーを渡すなど情報提供を行い、住居確保のための支援を行うこと。

イ) 申請者に対して、次の(i)及び(ii)を説明・助言すること。

(i) 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保すること。また、総合支援資金貸付を利用する場合は不動産媒介業者にその旨を伝えること。

(ii) 予定住宅通知書については、不動産媒介業者等への説明資料として「別紙４」等も活用し、次の(a)及び(b)に留意の上、不動産媒介業者等に記載してもらうこと。

(a) 「入居予定の賃貸住宅」の「入居予定日」欄は、各自治体等の実情に応じて、住居確保給付金の審査期間及び総合支援資金貸付の審査期間を踏まえて記載する必要がある。申請者が自費で初期費用を準備出来る場合は、証拠書類を自立相談支援機関へ提出する見込みの日から、自治体で審査に要する期間を勘案し、当該期間経過後の日付を記載する必要がある。初期費用を総合支援資金貸付（住宅入居費）で準備する場合は、上記の期間に加え、社会福祉協議会が貸付けの審査に要する期間を勘案し、当該期間経過後の日付を記載する必要がある。（「自治体で審査に要する期間」及び「社会福祉協議会が貸付けの審査に要する期間」は、予め各自治体や社会福祉協議会で設定の上、情報共有しておくこと。）

(b) 「初期費用(1)」の「賃料（入居に際して当初の支払いを要する賃料）」欄は、上記の日付を基に算出した当初の支払いを要する賃料額を記載する必要がある。

(3) 不動産媒介業者等からの予定住宅通知書又は住宅状況通知書の交付

不動産媒介業者等から交付を受けた予定住宅通知書又は住宅状況通知書は、自立相談支援機関にすぐに提出させる。【追加提出資料②】

IV 住居確保給付金の支給審査時の事務の詳細

1. 審査時の留意事項

- ① 自立相談支援機関では、申請書、添付資料及び追加提出資料①、②がすべて提出された時点で受付印を押し、受付した上で、自治体に送付する。書類は、紛失することのないよう管理簿等を活用し保管すること。
- ② 自立相談支援機関から自治体への送付は、申請書類が整い次第、直ちに行うこと。
- ③ 自治体における支給審査に当たっては、法第 22 条に基づき、支給決定に必要な範囲で、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の資産又は収入の状況については、関係機関に照会することができる。申告内容に疑義が生じた場合、申請書類だけでは審査が不可能な場合など、必要に応じ、「生活困窮者自立支援法第 22 条の規定に基づく報告等について（依頼）」（参考様式 8）（以下「報告依頼」という。）等を用いて、官公署、銀行、信託会社その他機関、申請者等の雇用主、その他の関係者に対し照会を行うこと。
- ④ 自立相談支援機関では、申請書及び確認書において、申請者に対し、関係機関に照会をすることがあること、申請者から了解を得ていることについて関係機関に対し伝えることについて、承諾を得て同意署名を得る。自治体は、申請書及び確認書の写しを報告依頼に添付して照会する。
- ⑤ なお、本照会は、任意の照会であり、回答は義務ではない点に留意すること。

2. 住居喪失者が支給要件にすべて合致していると判断された場合

- ① 支給要件にすべて合致していると判断された申請者に対しては、自治体は、「住居確保給付金対象者証明書（様式 3）」（以下「対象者証明書」という。）を自立相談支援機関を経由して交付する。
- ② 自立相談支援機関は、総合支援資金貸付（住宅入居費又は生活支援費）を利用する予定の有無を確認し、総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する予定の者に対し、予定住宅通知書の写しを交付する。
- ③ 自立相談支援機関は、雇用施策の利用状況の確認を行っている場合には、総合支援資金貸付（住宅入居費又は生活支援費）を利用する予定の者に対し、担当公共職業安定所から回答を得た確認票の写しを交付する。
- ④ 自立相談支援機関から住居喪失者に対する対象者証明書の手交については、原則、来庁させて交付することが望ましいと考えられるが、必要に応じて以下のとおり対応することとしても差し支えない。
 - ア) 電話等で対象者に連絡する。
 - イ) 総合支援資金貸付の手続きや賃貸借契約等を早急に行いたいという意向の者の場合、来庁させる。それ以外の者については、交付及び配布する書類に今後の手続き等を記した書類を添付し、郵送する。

3. 住居喪失者への対象者証明書交付時の説明

自立相談支援機関は、住居喪失者への対象者証明書の交付にあわせて、「住居確保

報告書（様式5号）」を配布する。交付に際しては、以下の（1）から（3）に留意すること。

（1）総合支援資金貸付（住宅入居費、生活支援費）の借入申込み

- ① 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な者に対しては、市町村社会福祉協議会に予定住宅通知書の写し、対象者証明書の写し及び確認票を提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の申込みが可能であることを説明・助言すること。
- ② 受給期間中の生活費を必要とする者に対しては、市町村社会福祉協議会に対象者証明書の写し及び確認票を提出して、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能であることを説明・助言すること。

（2）対象者証明書の写しの提示による賃貸借契約の締結

- ① 手続きの流れについて、自立相談支援機関において、以下のとおり説明・助言すること。
 - ア) 予定住宅通知書の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結すること。この際、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その申請書の写しも提示する必要があること。
 - イ) 総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入申込みをしている者の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となること。
 - ウ) 総合支援資金貸付（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自己資金で用意する者の場合には、通常契約となるが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者の契約形態については全て停止条件付きとするとしている不動産媒介業者等もあると考えられること。
 - エ) 総合支援資金貸付（住宅入居費）の申込みをしている者は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを市町村社会福祉協議会に提出すること。
- ② 「停止条件付き契約」とする理由は次のとおりであるので、必要に応じて申請者へ説明すること。
 - ア) 初期費用等が振り込まれてから賃貸借契約を締結する通常の商慣行での契約とは異なり、総合支援資金貸付（住宅入居費）を活用した初期費用等の貸付けの実行は契約締結を前提としていること。
 - イ) 停止条件付き契約とすることで貸主側のリスクを軽減していること。
- ③ 総合支援資金貸付（住宅入居費）が決定された場合、都道府県社会福祉協議会より、自立相談支援機関に対して、情報提供（決定通知写しの送付）が行われることとなる。なお、管理簿等の活用により、総合支援資金貸付利用者を把握しておくこと。

【社会福祉協議会にて】

・賃貸借契約書の写しの提出により総合支援資金貸付（住宅入居費）が決定され

る。

(3) 住居確保後の手続き

- ① 手続きの流れについて、自立相談支援機関において、以下の通り説明・助言すること。
 - ア) 総合支援資金貸付（住宅入居費）の決定後、入居に関する手続きを行うこと。
 - イ) 住宅入居後7日以内に、「住居確保報告書（様式5号）」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付し、自立相談支援機関に提出すること。
- ② 住居確保後、賃貸借契約書の提出を受けた場合には、予定住宅通知書に記載された住居確保給付金の支払先となる貸主又は貸主から委託を受けた事業者等を確認すること。住民票の提出が困難な者に対しては、理由を確認すること。やむを得ない理由の場合には、新住所に確実に住んでいることが証明できる書類を提出させること。

V 住居確保給付金の支給決定時の事務の詳細

1. 支給決定

(1) 住居喪失者

住居喪失者については、「住居確保報告書（様式5号）」及び賃貸借契約書の写しが自立相談支援機関に提出された後、自治体において支給決定を行い、申請者に「住居確保給付金支給決定通知書（様式7-1。以下「決定通知書」という。）」及び「常用就職届（様式6号）」を自立相談支援機関を経由して交付する。また、自立相談支援機関においては、その際「職業相談確認票（参考様式6）（以下、「職業相談票」という。）」及び「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）（以下、「報告書」という。）」（就職活動内容を把握できるものであれば自治体で定めた様式でも可）を配布する。

(2) 住居を喪失するおそれのある者

- ① 自治体で支給決定を行い、申請者に決定通知書及び「常用就職届（様式6号）」を自立相談支援機関を経由して交付する。また、自立相談支援機関においては職業相談票及び報告書を配布する。
- ② 自立相談支援機関は、総合支援資金貸付（生活支援費）を利用する予定の有無を確認する。
- ③ 自立相談支援機関は、雇用施策の利用状況の確認を行っている場合には、総合支援資金貸付（生活支援費）を利用する予定の者に対し、公共職業安定所から回答を得た確認票の写しを交付する。

2. 決定通知書の交付

(1) 交付の方法

自立相談支援機関における決定通知書の交付については、その他の書類の配布並びに今後の手続き、受給中の義務及び今後の留意点等の説明が必要であることから、原則、来庁させて交付することが望ましいと考えられるが、必要に応じて以下のとおり対応することとしても差し支えない。

- ① 電話等で対象者に連絡する。
- ② 総合支援資金貸付（生活支援費）の手続きを早急に行いたいという意向の者の場合、来庁させる。
- ③ ①～②以外の者については、交付及び配布する書類に今後の手続き等を記した書類を添付し、郵送する。

(2) 支給決定後の手続き

- ① 支給決定後の手続きについて、申請者に対し以下の点を説明・助言すること。
ア) 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に対して提出すること。

イ) つなぎ資金貸付を利用している者は、償還について市町村社会福祉協議会の指示を受けること。

ウ) 総合支援資金貸付（生活支援費）の申請をしている者は、市町村社会福祉協議会に決定通知書の写しを提出すること。

- ② 総合支援資金貸付（生活支援費）が決定された場合、都道府県社会福祉協議会より、自立相談支援機関に対して、情報提供（決定通知写しの送付）が行われることとなる。

【社会福祉協議会にて】

・総合支援資金貸付（生活支援費）の審査等は既に行われているが、決定通知書の写しを提出することによって貸付決定及び振込が行われることとなる。

(3) 求職活動等

受給中の求職活動等について、以下の点を説明・助言すること。

- ① 毎月2回以上、担当公共職業安定所の職業相談等を受け、職業相談票に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに担当公共職業安定所確認印を受けること。

※職業相談等とは、職業相談、職業紹介、公共職業安定所が実施する就職活動セミナーなどの職業講習のいずれかをいう。

- ② 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受け、職業相談票を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告する又はその他の就職活動の状況について報告書を活用するなどの方法により、報告すること。原則として来庁による面接を行うこととするが、求職活動や訓練の参加状況によっては、電話等による報告、確認も可能とする。

- ③ 毎週1回以上、求人先への応募・面接を行うこと。応募・面接については、ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用すること。

※この活動については、報告書に、求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、自立相談支援機関に報告すること。

- ④ さらに、自立相談支援機関によりプランが策定された後は、①～③に加え、プランに基づく常用就職に向けた求職活動等を、誠実かつ熱心に行うこと。

- ⑤ 給与等の収入を得る機会が減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者については、例えば、フリーランスや自営業者などについては、本人の意向やその状況の多様性に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。（①、③については求めない）

3. 関係機関への情報提供

つなぎ資金貸付及び総合支援資金貸付（住宅入居費）のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については、自立相談支援機関から、市町村社会福祉協議会に住居

確保給付金の支給決定について情報提供（決定通知写しの送付）を行う。

4. 居住実態の確認

自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

VI 住居確保給付金の延長等の考え方

1. 支給期間延長等についての周知

支給期間が終了する者については、毎月の自立相談支援機関の支援員等との面接の機会やお知らせ文書の発送などの方法により、支給期間の延長等が場合によっては可能であること、その為には申請や必要書類が必要であることなどを周知すること。

2. 支給期間延長等の判断

「生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長用）」（様式1-2号）の提出があった場合は、支給期間の最終月において、マニュアル第7の2（1）（②イを除く。）の支給要件を満たしているかを確認するとともに、併せて、受給中に誠実かつ熱心に求職活動等を行っていたかどうかを判断する。

3. 支給期間延長等に当たっての留意点

常用就職したが中止に至らない者の場合、当該支給期間終了時までには求職活動等要件について一定の留保を行うこととしているが、常用就職後に延長・再延長した場合については、緩和は一切行わないこととしているので、その旨説明されたい。

4. 関係機関への情報提供

つなぎ資金貸付又は総合支援資金貸付を利用している者については、自立相談支援機関から市町村社会福祉協議会に対して延長決定した旨の情報提供（決定通知写しの送付）を行う。

不動産媒介業者等に対しては、受給者から決定通知書の写しを持参させることを原則とするが、自立相談支援機関から行っても差し支えない。

Ⅶ 住居確保給付金の支給停止の事務の詳細

1. 停止の取扱い

住居確保給付金を受給中に職業訓練受講給付金を受けることとなった場合、住居確保給付金を停止することとなる。

(1) 基本的な考え方

職業訓練受講給付金は、求職者支援制度における個人給付である。

公共職業安定所所長の支援指示を受けて職業訓練を受講する特定求職者（求職者支援制度の対象者をいう。特定求職者の要件は、①安定所に求職申込みを行っていること、②雇用保険被保険者や雇用保険受給者でないこと、③労働の意思・能力を有していること、④公共職業安定所所長が支援の必要性を認めることである。）のうち、収入・資産等の一定の支給要件を満たす者に対して支給される。

住居確保給付金は、雇用施策による給付等と併給できないこととされており、住居確保給付金受給者が職業訓練受講給付金を受給することとなった場合は、住居確保給付金の支給を停止する。職業訓練受講給付金の支給終了後は、受給者本人から希望があれば、住居確保給付金の支給を再開し、三月分の支給に対する残月分の支給を行うものとする。

(2) 手続き等

- ① 担当公共職業安定所は、職業相談等を通じ、職業訓練受講給付金の受給を希望している特定求職者が、現に住居確保給付金を受給している又は職業訓練受講給付金と住居確保給付金の併給を希望していること等を把握した場合は、当該特定求職者に対し、次のア)～エ)を助言することとなっている。

ア) 職業訓練受講給付金と住居確保給付金を併給することはできないこと（職業訓練受講給付金の支給が優先される。）。

イ) 現に住居確保給付金を受給している場合、職業訓練受講給付金の支給を受けている間は住居確保給付金の支給が停止されること。

ウ) イ)の場合、職業訓練受講給付金の受給終了後、住居確保給付金の要件を満たす場合には再開できること。

エ) イ)、ウ)の住居確保給付金の支給停止及び再開の際には、自立相談支援機関に対する手続が必要であり、速やかに本人が自立相談支援機関へ申し出ること。

- ② 職業訓練受講給付金を受給しようとする特定求職者は、原則として職業訓練の受講申込みと同時に、職業訓練受講給付金の事前審査を申請するところ、当該事

前審査に該当し、公共職業安定所から「職業訓練受講給付金事前審査通知書（該当）」の送付を受けた住居確保給付金受給者は、当該事前審査通知書の写し及び訓練実施機関が発行する選考結果通知書の写しを添付して、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給停止届（様式9号）」（以下「停止届」という。）を提出する。

※ 職業訓練受講給付金の手続きは、「事前審査」と「支給申請」に分かれている（いずれも担当公共職業安定所において行う）。事前審査においては、証明書類の提出等をもって支給の蓋然性が高いと判断されるのみであり、支給決定は、事前審査該当者が月ごとに行う「支給申請」により、当該支給単位期間において支給要件を満たすことを事後的に確認した上で行われる。すなわち、事前審査に該当するだけでは、実際の支給の有無について厳密には確定していない点に留意が必要である。

- ③ なお、担当公共職業安定所から自立相談支援機関に対しても、住居確保給付金受給中であるにもかかわらず職業訓練受講給付金の支給を受けようとする者について、情報提供を行うこととなっている。具体的には、事前審査に該当した者のうち住居確保給付金受給者の情報について、担当公共職業安定所から定期的に提供を受ける。
- ④ 停止届の提出がない場合、自立相談支援機関は、③の情報に基づき受給者に対して提出を求める。
- ⑤ 自立相談支援機関を経由して停止届の提出を受けた自治体は、住居確保給付金の支給停止を決定し、「住居確保給付金支給停止通知書（様式9-2号）」を自立相談支援機関を経由して交付する。その際、自立相談支援機関においては、住居確保給付金を再開しようとする際に使用する「住居確保給付金支給再開届（様式9-3号）」（以下「再開届」という。）も配布する。
- ⑥ 特定求職者は、担当公共職業安定所より指定された日（指定来所日）に公共職業安定所に来所し、職業訓練受講給付金支給申請書を提出する。
- ⑦ 職業訓練受講給付金の受給終了後に住居確保給付金の受給再開を希望する者は、訓練修了日までに、再開届を自立相談支援機関に提出する。提出がない場合、自立相談支援機関は提出を促すよう支援すること。それでもなお提出をしない者については、自立相談支援機関より自治体に報告し、自治体は中止決定を行うことができる。
- ⑧ 再開届の提出を受けた自治体は、「住居確保給付金支給再開通知書（様式9-4号）」を自立相談支援機関を経由して交付し、支給を再開する。

(3) 留意点

- ① 住居確保給付金の停止中又は再開後にかかわらず、受給者が常用就職した場合には、通常の手続きと同様、常用就職届（様式6号）の提出を受けて、中止基準額を超える就労収入があれば、支給を中止することとなる。
- ② 住居確保給付金の再開時に居住している住宅が支給開始時の住宅と異なっている場合は、当初の給付対象住宅の家主等に確認する等事実関係を確認の上、受給者本人の責による転居と確認できた場合は、支給を中止することとなる。
- ③ 本給付の停止・再開に当たっては、基本的には、訓練開始日の属する月分まで支給し、開始日の属する翌月分から停止し、訓練終了日の属する月の翌月分から本給付の支給が再開となる。
ただし、職業訓練受講給付金の受給日と給付対象となる住宅の家賃支払日の関係上、停止・再開にずれが生じた場合であっても、結果として、全期間を通してみれば併給が行われないように調整するものとする。
- ④ 職業訓練受講給付金の受給期間中は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者への家賃の振込元が変更となることから、受給者に対して、貸主等に報告の上、了承を得るように指導する。

(参考1) 職業訓練受講給付金の支給例

- ・ 訓練期間が2/1～4/30である場合、給付金支給単位期間（原則として訓練開始日から1月ごとに区切った区間）は毎月1日～同月末日となる。
- ・ 職業訓練受講給付金の支給申請は、通常、支給申請を行おうとする支給単位期間の終了後1週間程度以内に設定される「指定来所日」にハローワークにて行われる。また、実際に、受給者の口座に振込みが行われるのは、標準的には支給申請日から約1週間後であり、2/1～2/28の支給単位期間であれば、3月上旬の振込みとなるが、即日の支給決定が行われない場合等、これより遅れる可能性もある。

(参考2) 住居確保給付金停止・再開の例（家賃に対して前月払いの場合）

- ・ 訓練期間が2/1～4/30と決定
- ・ 住居確保給付金は2月（3月分家賃）まで支給
- ・ 住居確保給付金は3月（4月分家賃）から5月（6月分家賃）まで支給停止
- ・ 4/30までに「住居確保給付金支給再開届」を提出
- ・ 住居確保給付金は6月（7月分家賃）より支給再開

2. 停止時及び再開時の関係機関への情報提供

つなぎ資金貸付又は総合支援資金貸付を利用している者については、自立相談支援機関から市町村社会福祉協議会に対して停止した旨の情報提供（決定通知写しの送付）を行う。

また、公共職業安定所に対しても同様に停止した旨の情報提供（決定通知写しの送付）を行う。

不動産媒介業者等に対しては、受給者から決定通知書の写しを持参させることを原則とするが、自立相談支援機関から行っても差し支えない。

Ⅷ 住居確保給付金の支給中断事務の詳細

1. 中断の取扱い

住居確保給付金を受給中に疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合、住居確保給付金を中断することができる。

(1) 基本的な考え方

住居確保給付金は、求職活動等を要件として、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付である。支給決定後、住居確保給付金受給者が疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった場合は、本人の状況及び意思決定により、住居確保給付金の支給を中断し、心身の回復後に求職活動を再開し、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金の支給を再開することができる。

(2) 手続き等

- ① 自立相談支援機関は、受給者本人から中断の相談があった場合は、当該中断希望者に対し、「住居確保給付金中断届（様式 10-1 号）」及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書の提出を求める（（3）留意点②）。
- ② 自立相談支援機関は、当該中断希望者と面談を実施し、本人の体調及び生活状況等について聞き取った上で、中断届を受理するとともに、「住居確保給付金中断決定通知書（様式 10-2 号）」を交付する。その際、自立相談支援機関においては、住居確保給付金を再開しようとする際に使用する「住居確保給付金支給再開届（疾病又は負傷）（様式 10-3 号）」を配布する。
- ③ 自立相談支援機関は、中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。中断者が報告を怠った場合は、自立相談支援機関は報告を促すこととし、それでもなお報告をしない者については、自立相談支援機関より自治体に報告し、自治体は中止決定を行うことができる。
- ④ 自立相談支援機関は、中断者から求職活動の再開に係る意思を把握した場合は、当該再開を希望する中断者と面談を実施し、本人の体調及び生活状況等について聞き取った上で、マニュアル第 7 の 2（1）の支給要件を満たしているかを確認し、「住居確保給付金再開届（疾病又は負傷）」を受理する。
- ⑤ 再開届の提出を受けた自治体は、「住居確保給付金支給再開通知書」を、自立相談支援機関を経由して交付し、支給を再開する。また、必要に応じて支援プランの再決定等を行う。

(3) 留意点

- ① 中断の判断においては、疾病又は負傷の状況とともに、本人の生活状況や意思を慎重に聞き取ることとし、中断をせず求職活動も行うことができない場合は、支給の延長又は再延長の申請を行うことができず、当初（延長）決定期間経過後支給が

終了することを確実に伝えること。

- ② 疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書は、医師が交付する診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等とする。（処方箋の写し、医療機関の領収書等のみの場合は、疾病又は負傷の内容についても、合わせて聞き取ること）
- ③ 中断期間中、本人の生活が行き詰まらないよう、中断の決定においてはアセスメントを必ず行い、必要に応じて生活保護部局へつなぐなどの対応を行うこと。
- ④ 本人からの相談がない場合でも、就職活動を行っていないなどの状況があった場合は、疾病又は負傷の可能性を考慮し、自立相談支援機関への相談を促すこと。
- ⑤ 中断前の支給期間及び再開後の支給期間の合計は、合わせて9月を超えない範囲とする。
- ⑥ 中断期間が中断決定日から2年を超えたときは、住居確保給付金の中止決定を行う。

2. 中断時及び再開時の関係機関への情報提供

つなぎ資金貸付又は総合支援資金貸付を利用している者については、自立相談支援機関から市町村社会福祉協議会に対して中断した旨の情報提供（中断決定通知写しの送付）を行うとともに、市町村社会福祉協議会には、都道府県社会福祉協議会に対して同文書の写しを回付するように依頼すること。

また、公共職業安定所に対しても同様に中断した旨の情報提供（中断決定通知写しの送付）を行う。

不動産媒介業者等に対しては、受給者から中断決定通知書の写しを持参させることを原則とするが、自立相談支援機関から行っても差し支えない。

（参考）住居確保給付金中断・再開の例（家賃に対して前月払いの場合）

- ・ 住居確保給付金を1月（2月分家賃）から支給した場合の例。
- ・ 中断の申し出が2/11にあったと仮定
- ・ 住居確保給付金は、当初決定期間である1月（2月分家賃）から3月（4月分家賃）まで支給してから中断する。
- ・ 4月（5月分家賃）から住居確保給金の支給を中断する。
- ・ 6/20に再開の申し出があったとした場合、概ね1か月以内に審査を終え、再開決定を行うこととする。（審査を迅速に進めて、これより早く再開決定を行うことは差し支えない）
- ・ この場合、住居確保給付金は概ね7月（8月分家賃）より支給を再開することとし、支給の延長は一度のみ可能となり、支給期間は中断前・後を合わせて通算で9月を最長とする。

Ⅹ 関係機関への情報提供

住居確保給付金の中止決定、その他住居確保給付金の受給に関して、必要に応じ社会福祉協議会又は不動産媒介業者に情報提供（決定通知書の写しの送付等）を行うこととする。

日頃より情報交換を密に行い、関係を構築しておくことが望ましい。

住居確保給付金の支給事務の取扱問答

目 次

1 支給対象者.....	4
(1) 支給対象者.....	4
問1(1)－10（学生）.....	4
問1(1)－11（社会福祉施設に入所している者）.....	4
問1(1)－12－1（郷里で実家等に身を寄せている者）.....	5
問1(1)－12－2（友人宅等に身を寄せている者）.....	5
問1(1)－13（外国人）.....	5
問1(1)－14（中国残留邦人等支援給付の受給者）.....	5
問1(1)－15（親族の所有する賃貸住宅に居住している者）.....	5
問1(1)－16（常用就職者）.....	6
問1(1)－17（内定取消を受けた学生）.....	6
(2) 離職者.....	6
問1(2)－1（離職時における雇用形態）.....	6
問1(2)－2（離職した者であることの証拠書類）.....	6
問1(2)－3（自営業を廃止した者であることの証拠書類）.....	7
問1(2)－4（登録型派遣の取扱い）.....	7
(3) 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者.....	7
問1(3)－1（当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないこと）.....	7
問1(3)－2－1（離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合）.....	7
問1(3)－2－2（「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法）.....	8
問1(3)－3（雇用契約のない者）.....	8
(4) 主たる生計維持者.....	9
問1(4)－1（夫婦二人の一方が就労継続している場合）.....	9
問1(4)－2（同一の世帯に属する者への二重支給）.....	9
(5) 住居喪失等.....	9
問1(5)－1（住居を喪失するおそれのある者であることの基準）.....	9
問1(5)－2（住居の明け渡し請求を受けている場合）.....	10
問1(5)－3－1（住宅ローンの返済が滞っている者）.....	10
問1(5)－3－2（住宅ローンの返済が滞っている者2）.....	11
問1(5)－5（申請前に賃貸住宅に居住している者が転居を希望する場合）.....	11
問1(5)－6（「居住可能な住宅」かどうかの判断）.....	12
問1(5)－7（借地代を支払っている者）.....	12
(6) 収入.....	12
問1(6)－1（収入要件の根拠）.....	12

問1(6)ー2(年金担保を利用している者への対応)	12
(7) 預貯金	13
問1(7)ー1(世帯の預貯金の確認方法)	13
問1(7)ー2(資産要件の根拠)	13
2 雇用施策による給付等の対象者	14
問2ー2(申請者と同一の世帯に属する者の職業訓練受講給付金の受給確認)	14
3 求職活動	14
問3ー1(職業訓練を受講している者の求職活動等要件の緩和)	14
問3ー2(常用就職したが中止に至らない場合の求職活動等要件の緩和)	15
問3ー3(原則週1回以上の求人先への応募、面接)	16
問3ー4(毎月4回以上の支援員等による面接等)	17
問3ー5(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の求職活動)	17
問3ー6(離職等していない者の常用就職)	18
4 支給額等	18
(1) 支給額等	18
問4(1)ー1(管理費、共益費等の取扱い)	18
問4(1)ー2(住宅入居初期費用の取扱い)	18
問4(1)ー3(支給申請後の世帯人数の変更)	18
問4(1)ー4(家賃変更への対応)	19
(2) 支給期間等	19
問4(2)ー1(支給日)	19
問4(2)ー2ー1(支給開始月)	19
問4(2)ー3(申請日の属する月)	20
(3) 支給方法	20
問4(3)ー1(貸主等への振込に同意しない者)	20
問4(3)ー2(住居確保給付金の振込先)	21
問4(3)ー3(家賃をクレジット払いとしている者)	21
(4) 支給対象となる住宅等	21
問4(4)ー1(公営住宅への入居)	21
問4(4)ー2(入居する住宅に故郷の妻子を呼び寄せる場合)	21
問4(4)ー3(ルームシェアにより入居する場合)	21
問4(4)ー4(主たる生計維持者と賃貸借契約者が同一世帯内で異なる場合)	22
問4(4)ー5(ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い)	22
ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い如何。	22
5 事業の実施	24
問5ー1(入居予定地と異なる自治体への来所)	24

問5-2 (支給申請受付後、異なる自治体の所管区域での住居確保)	24
6 支給手続等	25
問6-1 (代理人による申請)	25
問6-2 (本人確認書類を提出できない者)	25
問6-3 (公営住宅における賃貸借契約書の取り扱い)	26
問6-4 (住民票を移すことのできない場合の取り扱い)	26
問6-5 (貸主等側の理由により転居を余儀なくされた場合の取り扱い)	27
問6-6 (支給申請後に手続きを進めない者)	27
問6-7 (支給申請後に手続きを進めない者2)	27
問6-8 (中断するタイミング)	28
問6-9 (中断申請、中断中の面談のために来庁することができない者)	28
問6-10 (中断申請に必要な書類)	28
7 支給の中止	29
問7-1 (支給申請から支給決定前間の常用就職)	29
問7-2 (支給期間中のアルバイト)	29
問7-3 (住宅に入居後、早期退去した場合)	29
問7-5 (傷病等により求職活動等ができなかった場合)	29
問7-6 (支給申請後の状況の変化で支給中止となる場合)	30
問7-7 (常用就職による支給の中止等)	30
問7-8 (失業等給付で給付制限を受けている者が受給開始した場合)	30
問7-9 (受給者が生活保護を申請した場合)	31
問7-10 (支給中止に伴う既給付額の徴収)	31
8 不適正受給者への対応	32
問8-1 (暴力団員への対応)	32
問8-2 (暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の照会)	32
問8-3 (転居等による不正受給が疑われる場合)	33
9 再支給	33
問9-1-1 (再支給の要件)	33
問9-1-2 (複数回の再支給)	33
10 その他	34
問10-1 (受給者が住宅を退去した場合の既支払済み家賃の取り扱い)	34
問10-2 (受給者が自己破産した場合の対応)	34
問10-3 (住宅扶助見直しに係る取扱について)	34

※この取扱問答中「事務マニュアル」とは、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル 第7」をいう。

1 支給対象者

(1) 支給対象者

問 1 (1) -1 欠番

問 1 (1) -2 欠番

問 1 (1) -3 欠番

問 1 (1) -4 欠番

問 1 (1) -5 欠番

問 1 (1) -6 欠番

問 1 (1) -7 欠番

問 1 (1) -8 欠番

問 1 (1) -9 欠番

問 1 (1) -10 (学生)

学生は、支給対象者となるのか。

答 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」(事務マニュアル2 (1) ③) や「常用就職の意欲がある者」(事務マニュアル2 (1) ⑥) に該当しないため、基本的には支給対象者とならないと考えられる。

ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられる。

問 1 (1) -11 (社会福祉施設に入所している者)

社会福祉施設入所者は、支給対象者となるのか。

答 社会福祉施設入所者は、原則として、支給要件である「住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者」(事務マニュアル2 (1) ①) に該当しないと考えられるため、支給対象者とならない。

問1(1)-12-1(郷里で実家等に身を寄せている者)

離職等、住居喪失後、故郷に帰ってきて、実家や親戚等の家に身を寄せている者は、支給対象者となるのか。

答 郷里で実家等に身を寄せている者は、原則として、支給要件である「住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者」(事務マニュアル2(1)①)に該当しないと考えられるため、支給対象者とならない。

ただし、実家等を出て自ら居住する住宅を賃借しようとする場合は、支給要件に合致すれば、「住居喪失者」として支給対象者になる。

問1(1)-12-2(友人宅等に身を寄せている者)

問1(1)-12-1において、郷里で実家等に身を寄せている者は、原則として、支給対象者とならない旨記載されているが、友人宅等に身を寄せている場合は支給対象者となるのか。

答 友人宅等に緊急避難的に身を寄せている場合は、支給要件である「住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者」(事務マニュアル2(1)①)に該当しないと考えられるため、支給対象者とならない。

ただし、友人宅を出て自ら居住する住宅を賃借しようとする場合は、支給要件に合致すれば「住居喪失者」として支給対象者になる。

問1(1)-13(外国人)

外国人は、支給対象者となるのか。

答 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

問1(1)-14(中国残留邦人等支援給付の受給者)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者は、支給対象者となるのか。

答 併給は認められない。

問1(1)-15(親族の所有する賃貸住宅に居住している者)

親族が所有している賃貸住宅に居住している者が住居確保給付金の支給を希望した場合、支給対象者となるのか。

答 親族が所有している賃貸住宅であっても、不動産の賃貸借契約が親族と結ばれていて、契約書の中に毎月の家賃負担額が記載されており、受給希望者本人が家賃を負担しているのであれば、対象として差し支えない。

なお、その際は、不正に受給するために契約書が急遽作成されたものでないかどうか（今までは家賃を取らずに居住させていたが、住居確保給付金を受給するために家賃を取るといった不適正受給を防ぐため（契約の更新によるものは差し支えない））、念のため確認されたい。

問1(1)－16（常用就職者）

現在、常用就職している者は対象になるのか。

答 本事業は、離職等によって住居を喪失している又は喪失するおそれのある者が、常用就職を目指し、安心して求職活動を行うことができるよう、家賃相当額を支給するとともに、再就職を支援する事業である。

常用就職している者であっても、離職等を原因として低収入の状態が続いているのであれば、「住居を喪失するおそれのある者」に該当すると考えられ、また、住居確保給付金を受けながら更に安定した、あるいはより高い収入の得られる就職先を探したいという意志があれば、本事業の目的にも合致するところである。

よって、事務マニュアル2（1）の支給要件を満たすのであれば、常用就職している者を本事業の対象外として拒むものではない。

問1(1)－17（内定取消を受けた学生）

内定取消を受けた学生は、支給対象者となるのか。

答 世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象者になると考えられる。

(2) 離職者

問1(2)－1（離職時における雇用形態）

離職時の雇用形態（常用就労等）に関する要件はないのか

答 事務マニュアル2（1）ア①のとおり、離職時の雇用形態は問わない。

問1(2)－2（離職した者であることの証拠書類）

離職した者であることが確認できる書類とは、具体的に何を指すのか。

答 離職者であることの証拠書類には、雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職所得の源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、退職辞令等が考えられるところ。

これらを有していない場合には、以下の点に留意し、離職関係書類の入手を指示すること。

- ① 雇用保険加入者であれば、離職先の雇い主に「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「離職証明書」の発行（雇い主が公共職業安定所に提出する書類）を依頼し、離職票入

手のための手続を行うよう指示すること。

- ② 雇用保険未加入者であれば、離職先の雇い主に、退職したことを証明する書類の発行を依頼し、入手を指示すること。なお、退職したことを証明する書類は、会社名、社印、使用期間、退職日、離職理由等があるものに限る。
- ③ ①又は②の指示を行ってもなお離職関係書類の提出が困難と認められる場合には、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等の提出を指示すること。
- ④ ①～③の手段によっても、離職の証明ができなかった場合に限り、離職状況に関する申立書を提出させること。この場合、住居確保給付金支給申請書の同意事項に基づき、離職先の雇い主に確認を行うこと。なお、離職先が倒産等により既に存在しない、又は連絡がつかないといった場合には、当該離職先の事業所が存在したことを証明する何らかの書類の提出を求めること。

また、やむを得ず申立書を使用する場合も、申請内容に虚偽があるなど不適正受給に該当する場合には既給付額については、徴収を行う旨、改めて説明すること。

問1 (2) -3 (自営業を廃止した者であることの証拠書類)

自営業を廃止した者であることが確認できる書類とは、具体的に何を指すのか。

答 税務署に提出する廃業届等で確認を行う。

問1 (2) -4 (登録型派遣の取扱い)

派遣会社に登録はしているが、派遣先が何回か変わっている者は、派遣会社に登録されている間は離職していないものとして、支給対象者とはならないのか。

答 登録型派遣により就労している者は、派遣会社の登録を解除した時ではなく、派遣先の契約が解除されたことをもって「離職」として差し支えない。

(3) 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少している者

問1 (3) -1 (当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないこと)

答 経済社会情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指し、自らの意思で勤務日数を減らす、就労時間を減らして余暇に充てる等の場合は除かれる。

問1 (3) -2-1 (離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合)

答 雇用で就業している方については、本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指し、雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定している。

(例1) フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約している

スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。（スポーツジムのシフト表等で確認）

（例2）フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認）

（例3）アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）

（例4）旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）

上記は例示であるところ、これを目安として、柔軟な対応をお願いする。

※ 「同等程度」については、勤務日数や勤務時間が全くなくなったことまでを求めるものではなく、元々の就労状況なども考慮した上で個々人の状況に応じて判断することが必要である。加えて、収入要件や資産要件に適合しているか確認するほか、収入や資産の減少状況等から、住居を失うおそれにある場合に該当するかという点も勘案して総合的に判断するものとする。

問1(3) -2-2 （「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法）

答 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等により、個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とする。この他、社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できるところであり、さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能である。

問1(3) -3 （雇用契約のない者）

答 住居確保給付金は、生活困窮者の自立を支援するという観点から、その支給に際して満たすべき条件の一つとして求職活動要件を設定している。

この求職活動要件については、今般の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえて、特例として、ハローワークへの来所を求めず、インターネット等を通じてハローワークの仮登録を行い、求職活動の準備を進めていただければ良いこととしている。

フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方については、その状況は多様であるため、ハローワークの仮登録により求職活動をしやすい環境を整備した上で、自立相談支援機関等と定期的にやりとり等をしながらか、住居確保給付金の支給を受け、自立に向けた活動を行っていただきたいと考えている。その際、本人の意向や状況に応じ、

雇用契約によらない現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。

したがって、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方から相談があった場合には、本給付金の支給要件として雇用契約によらない現在の就業を断念していただくものではない旨を丁寧に説明するよう、改めて留意いただきたい。

(4) 主たる生計維持者

問 1 (4) - 1 (夫婦二人の一方が就労継続している場合)

夫婦のうち一方が離職等し、もう一方がパート等で継続して就労している場合には、支給対象者となるのか。

答 離職等した者が主たる生計維持者であれば、支給対象者となる。

問 1 (4) - 2 (同一の世帯に属する者への二重支給)

同一世帯の異なる者に対し、二重に支給されることはないのか。

答 支給要件として、事務マニュアル 2 (1) ③「離職等前に主たる生計維持者」、同事務マニュアル 2 (1) ⑦「国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない」との規定がある。

したがって、対象者は世帯に 1 人だけとなるため、同一世帯に二重に支給されることはない。

問 1 (4) - 3 欠番

(5) 住居喪失等

問 1 (5) - 1 (住居を喪失するおそれのある者であることの基準)

住居を喪失するおそれのある者であることの基準は何か。

答 「住居を喪失するおそれのある者」とは、現在居住している住宅において家賃滞納があるといった実態の「おそれのある者」のみならず、申請時点では家賃滞納はないものの離職等したことにより、収入が減となり、将来的に家賃滞納が発生し、住居を喪失するおそれの蓋然性の高い者についても含まれるので留意すること。

なお、上記の者であっても、収入要件や資産要件等、事務マニュアル 2 (1) の支給要件すべてに該当する必要があることを申し添えておく。

また、申請の際は、事務マニュアルの様式 1 - 1 号のとおり、支給申請における申立事項として、住居を喪失するおそれがある理由、状況等を記入して提出することとしている。

問1(5)-2(住居の明け渡し請求を受けている場合)

住居確保給付金の受給を希望する者が、現在居住している賃貸住宅を家賃滞納により貸主等から住宅の明け渡し請求を受けている場合は、「住居喪失のおそれのある者」として、支給対象者となるのか。

答 現在居住している賃貸住宅を貸主等から明け渡し請求されている状況から、既に貸主等と入居者との間の信頼関係は破綻しているものと思われ、既に原契約も解除となっているケースも多いと思われる。

このような場合は、現在居住している賃貸住宅に引き続き居住することは困難と思われることから、事務マニュアル2(1)の支給要件すべてに該当する者であれば、新規に居住する賃貸住宅を探していただくことにより、「住居喪失のおそれのある者」ではなく「住居喪失者」として支給対象者となる可能性がある。

なお、判断に当たっては、信頼関係の破綻状況、貸主等側の入居者への居住継続を認める意志があるかどうか等を勘案の上、判断をされたい。

問1(5)-3-1(住宅ローンの返済が滞っている者)

現在持ち家に居住しているが、離職等により収入が減ったことで住宅ローンの返済が滞っている者については、住居確保給付金の支給対象者となるのか。

答 持ち家に現在居住している者が住宅ローンを滞納している場合は、滞納したからといって、直ちに競売手続きということにはならず、何らかの返済困難者対策(元本の繰り延べ、返済期間の延長等)がなされ、それでも滞納状況が改善されない場合は、金融機関より、まず、住宅ローンを滞納している者に対して全部繰上償還請求がなされる。それでも改善されない場合に裁判所による競売手続きとなるのが一般的な流れとなっている。

住宅ローンの契約そのものが金融機関と利用者との間で信頼関係破綻となり、債務不履行となるのは全部繰上償還請求がなされた時以降となることが一般的であるから、全部繰上償還請求がなされた者や、既に当該建物の売却先が決定している、売却予定である等で当該住宅から退去することが確実に見込まれる場合について、住居を喪失する蓋然性が高く、新規に賃貸住宅を借りる必要がある者については、事務マニュアル2(1)の支給要件すべてに該当する場合は、「住居を喪失している者」として支給対象者となる可能性がある。

また、このようなケースで住居確保給付金を受給させた場合は、元々の持ち家に引き続き居座って居住し、住居確保給付金の対象となる賃貸住宅を自分で使用せず、他人に賃貸するという悪質なケースも想定されるので、抜き打ちで住居確保給付金対象住宅に受給者本人が居住しているかどうか確認を行い、不適正受給が行われないようにされたい。

問1(5)-3-2(住宅ローンの返済が滞っている者2)

(独)住宅金融支援機構の住宅ローンにより住宅を取得した者が、所有する家から転居し、融資対象住宅を他人に賃貸して別途民間賃貸住宅を借りる場合、住居確保給付金の支給対象者となるのか。

答 住宅ローンの返済困難者への対応については問1(4)-3-1においてお示ししているところであるが、(独)住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)(以下「支援機構」という。)の住宅ローン(住宅金融公庫時代の融資も含む)により住宅を取得している者が支援機構に届け出た上で当該住宅から一時的に転居し、住宅ローン返済継続のために当該住宅を賃貸している際に住居確保給付金の受給を希望された場合の対応については、給付することによって間接的に個人の住宅ローン返済に充当されることとなることから、住居確保給付金の支給対象とはならないのでご留意頂きたい。

問1(5)-4 欠番

問1(5)-5(申請前に賃貸住宅に居住している者が転居を希望する場合)

住居確保給付金の申請前に、賃貸住宅に居住している者が転居を希望した場合は、住居確保給付金の支給対象者となるのか。

答 住居確保給付金の申請前に、既に賃貸住宅に居住している者が転居を希望した場合は、
①より就職活動が行いやすい可能性がある
②高額家賃の住宅から転居することにより、受給者本人の自立に資すると考えられる

ことから、新しい賃貸住宅への転居を希望した場合には「住居喪失のおそれのある者」ではなく、「住居を喪失している者」として取り扱い、支給対象者として差し支えない。

特に②のケースの場合は、「住居喪失のおそれのある者」で基準額を超える家賃の住居に居住しているなど、毎月の家賃等の支払において受給者本人の負担が過大となる場合については、支給申請時に現在の住宅で住居確保給付金を受給するのか、それとも低廉な家賃の住居に転居し、その居住地において住居確保給付金を受給するのかについては、必要に応じて申請者本人の意志確認を行っていただきたい。

なお、受給開始後の転居(借主の責によらず転居せざるを得ない場合及び自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く。)については、事務マニュアル10(1)③の通り、原則として、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止することとなるので、ご留意願いたい。

問1(5)-6(「居住可能な住宅」かどうかの判断)

事務マニュアル2(1)ア②の「居住可能な住宅」とはどのように判断するのか。

答 当該支給要件は、申請者が新しく居住する地で住宅を賃借して求職活動を行うとしても、所有している住宅を起点に求職活動を行うことが可能である場合には、支給する必要はない。

一方で、郷里に住宅を所有しているが、別の土地で住宅を賃借して就労している又は求職活動をしている場合(いわゆる出稼ぎ者など)については、例えば、出稼ぎ先で会社の寮を追い出されたことで住宅に困窮している可能性が考えられる場合、本事業の趣旨に合致することから、支給対象者として差し支えない。

「居住可能な住宅」かどうかについては、上記の趣旨にかんがみ、住居確保給付金を受給しながら求職活動を行おうとしている地域と、所有する住宅の距離等を勘案していただきたい。常識的に求職活動が可能と判断される場所に「居住可能な住宅」を所有している場合には、住居確保給付金の対象外とすべきである。

問1(5)-7(借地代を支払っている者)

建物は自己所有で、借地代のみを支払っている場合は、対象となるか。

答 支給対象者が賃借する住宅の一月当たりの家賃を支給する制度であるため、借地代は対象とならない。

(6) 収入

問1(6)-1(収入要件の根拠)

支給対象者の収入要件の設定の考え方如何。

答 住居確保給付金の基準額は、低所得者の基準として、市町村民税が非課税となる収入(給与収入)を参考とし、設定している。

生活保護とのバランスを考慮すると、この基準額はあくまで生活費を保障するものであり、この基準額に住宅扶助相当額である家賃額を加えることにより、生活費が確保されるところから、収入要件としては、基準額到家賃額を加算した額とすることとした。

問1(6)-2(年金担保を利用している者への対応)

年金担保を利用している者が申請をしてきた場合の対応如何。

答 年金担保を利用している場合には、実際に(独)福祉医療機構から送金のあった年金額(償還分が除かれている金額)を収入とする。

問1(6)-3 欠番(問1(2)-4へ転記)

問1(6)-4 欠番(問1(2)-5へ転記)

問 1 (6) - 5 欠番

(7) 預貯金

問 1 (7) - 1 (世帯の預貯金の確認方法)

世帯の預貯金は、どのようにして確認するのか。

答 本人及び世帯員全員の金融機関の通帳の写し等、預貯金額を証明できるものを提出させることにより確認する。

なお、提出された通帳の写し等のいずれにも、公共料金引き落としの記帳等がない場合には、生活実態が不明であることから、申請者に公共料金支払いの状況や他に通帳等がないか確認する必要があると考えられる。

問 1 (7) - 2 (資産要件の根拠)

支給対象者の資産要件の考え方如何。

答 概ね6月分の生活に要する経費を確実に確保できる金額として、資産要件を設定した。

2 雇用施策による給付等の対象者

問2-1 欠番

問2-2 (申請者と同一の世帯に属する者の職業訓練受講給付金の受給確認)

申請者と同一の世帯に属する者の職業訓練受講給付金の受給の確認方法如何。

答 申請者本人については、公共職業安定所に対し自立相談支援機関から併給確認を行うことができることとしているが、申請者と同一の世帯に属する者が職業訓練受講給付金を受給していないことについては、公共職業安定所に確認はせず、申請者からの申告(確認書)によって行うこととしている。

なお、支給決定後、申請者と同一の世帯に属する者が他の支援施策を利用していることを判明した場合は、不適正受給として取り扱うこととなるので申し添えておく。

3 求職活動

問3-1 (職業訓練を受講している者の求職活動等要件の緩和)

職業訓練(公共職業安定所長があっせんを行う公共職業訓練等、高度職業訓練及び求職者支援訓練)を受講している者が住居確保給付金の申請をした場合又は住居確保給付金受給中に職業訓練を開始した場合は、事務マニュアル2(2)に定める求職活動等要件を満たすことができなくなることがあり得るが、取扱い如何。

答 公共職業訓練及び求職者支援訓練は、求職者の方が早期に就職できるよう、就職に必要な知識・技能・技術の習得を目的に行う訓練であり、訓練の受講により就職の可能性や新たな就職先の選択肢が増えると考えられる。そのような場合に、訓練の受講に加えて事務マニュアル2(2)の求職活動等要件を行わせることは、円滑な訓練受講の妨げになる場合もあると考えられるところ。

については、上記の職業訓練については求職活動とみなすこととし、以下のとおり、一定程度、求職活動等要件を緩和することとする。

ただし、職業訓練を懈怠等で除籍された場合は、求職活動等要件に抵触することから支給を中止することとする。なお、住居確保給付金が停止中である者の場合は、住居確保給付金支給再開届が提出された際に中止することとする。

- ① 「月4回以上の自立相談支援機関の面接等の支援」については、受講開始時に訓練内容や所要時間等についての書類を提出させるとともに、訓練時間等を勘案の上可能な限り面接等の支援を行わせるよう調整し、訓練受講の状況を確認すること。
- ② 「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、訓練の受講をもって、職業相談等に代えることとして差し支えない。
- ③ 「週1回以上の応募又は面接」については、訓練の受講をもって、応募又は面接に代えることとして差し支えない。

- ④ さらに、事務マニュアル11(1)に定める延長等の判断に際しては、住居確保給付金受給中に上記の職業訓練を受けている期間については、「誠実かつ熱心な求職活動」の要件は満たすとして取扱って差し支えない。また、延長等の後においても、上記の職業訓練を行っている者については、上記の理由により、求職活動等要件を緩和することとして差し支えない。

なお、就職先は受講している訓練の職種に限られるものでもなく、また、上記の考え方は訓練期間中の求職活動を妨げるものではないので、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えない。

※新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等により、令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」により、当面の間、①の面接について、来庁が困難な場合には電話等の手段とすることができること、②、③については職業相談等の回数の減又は免除することができる取扱いとなっているため留意されたい。

問3-2(常用就職したが中止に至らない場合の求職活動等要件の緩和)

住居確保給付金受給中に常用就職した者の就労収入が、事務マニュアル10(1)②の収入基準額に達せず、受給を続ける場合、事務マニュアル2(2)に定める求職活動等要件を満たすことができなくなることがあり得るが、取扱い如何。

答 就労収入が事務マニュアルに定める収入基準額に達しない場合は、原則として、引き続き求職活動を行っていただく必要があることから、基本的には事務マニュアルに定める求職活動等要件を免れるものではない。

ただし、就労により求職活動等要件を満たすことが困難となることにかんがみ、以下のとおり取り扱うこととされたい。

① 受給中に常用就職した場合

「月4回以上の自立相談支援機関の面接等の支援」については、緩和しない。

ただし、その実施方法については、勤務時間や内容が分かる雇用契約書等の書類を提出させるとともに、聞き取りを行い、就労状況の確認を行った上で、対象者と調整し、行うこと。また、勤務状況により、どうしても困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもってかえることができることとする。

なお、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については、緩和することとする。

② 受給中に常用就職ではない就職をした場合

常用就職を目指す制度であることから、求職活動等要件は緩和しないこととする。就労を辞めさせる必要はないが、求職活動を継続して受給中に常用就職できるよう、指導を行う必要がある。

ただし、遠方へ短期の出稼ぎに出るなど、場所的な問題からどうしても「月4回以上の支援員等との面接等」を行うことが困難である場合には、電話や郵送による報告にかえることとして差し支えない。その場合であっても、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、出稼ぎ先の最寄りの公共職業安定所で、また、「週1回以上の応募又は面接」については最寄りの公共職業安定所や求人情報誌等で行うこととされたい。

② 申請の時点で常用就職していた場合

更なる求職活動を行い、高い賃金を得るための求職活動を行うことを条件に申請をしているものであるから、①の取り扱いとは異なり、求職活動等要件は緩和しないこととする。

③ 延長等の判断

事務マニュアル11(1)に定める延長等の判断に際して、上記①により要件を緩和している場合は、上記①に規定する求職活動を行っていれば「誠実に熱心な求職活動」の要件は満たすものとして取り扱う。

④ 常用就職後の延長及び再延長時の取扱い

上記①により要件を緩和している者であっても、支給期間を延長(再延長)した場合は、当該期間中の求職活動等要件の緩和は一切行わない。

(延長及び再延長にあたっては、申請→決定という手続きになるので、その時点で常用就職している者は、結果的に上記③と同様の取扱いとなる。)

なお、当初決定(延長)期間中に常用就職できずに延長(再延長)決定を受けた受給者が、延長(再延長)期間中に常用就職した場合の求職活動については、①の取扱いをすることとなる。

問3-3 (原則週1回以上の求人先への応募、面接)

求職活動等要件の「原則週1回以上求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること」は、公共職業安定所から職業紹介を受ける必要があるのか。また、応募とは具体的にどのような活動を指すのか。さらに、1度でも週1回の応募等を怠った場合は中止とするのか。

答 求人先への応募、面接については公共職業安定所で紹介を受けたもののみならず、自ら市販の就職情報誌や新聞折り込み広告等の情報により、応募、面接を行った場合も対象として差し支えない。なお、その確認は「住居確保給付金常用就職活動状況報告書(参考様式7)」を活用して行う(求職活動内容を把握できるものであれば自治体で定めた様式でも可)ものとする。

「求人先への応募」とは、最低限、電話問い合わせ等の後、求人先に履歴書等を送付する段階まで実施することを想定している。しかしながら、電話問い合わせ段階で断られる場合も考えられ、誠実に活動しているにもかかわらず応募にまで至らないケースも

想定される。そのような場合は、住居確保給付金常用就職活動状況報告書に公共職業安定所の求人票や求人情報誌の該当部分を添付させることにより活動内容を確認し、誠実に求職活動を行っているとは判断された者については、「求人先への応募」と認めて差し支えない。

「誠実かつ熱心な求職活動」の判断基準であるが、例えば、回数で判断する方法（週1回の電話では要件を満たすための形式的な活動であり、誠実な就職活動ではないと判断することも可能）や、本人から報告のあった際に聞き取りを行うことによって判断する（どのような職種や収入を目指してどのように活動したのか）といったことが考えられる。

また、上記以外の場合であっても、当該要件を満たせなかったことにつき、やむを得ない事情が認められると判断された場合には、中止の決定を行う必要はない。

なお、住居確保給付金は就労支援が目的であり、できるだけ求職活動を行うよう指導していただきたい。

問3-4（毎月4回以上の支援員等による面接等）

求職活動等要件の「毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けること」における支援員の面接等について、受給者の来庁が困難な場合などは、電話対応によって代替することは可能か。

答 来庁が困難な場合には、自立相談支援機関の判断により可能と考えている。「面接等」の「等」には、来庁しての面談の他、電話・電子メールによる状況報告、訪問による面談等が含まれる。

また、交通費が捻出できずに来庁が困難な場合については、受給者の状況等によって、自立相談支援機関で判断いただきたい。

問3-5（離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の求職活動）

住居確保給付金は、住居を失った又は失うおそれがある方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援することを目的としている。

したがって、今般住居確保給付金の対象者として拡大した、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至っている方においても、一定の求職活動をしつつ就労自立を目指すというその趣旨は同様である。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等を踏まえ、既に求職活動の要件については緩和し、例えば、月2回以上求めていた公共職業安定所への職業相談等について自治体の判断で回数を減らすことができるようにするなど、各自治体の柔軟な対応をお願いしている。更に、今般の省令改正とあわせて、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、インターネットでの仮登録をもって正式な求職の申し込みとみなすこととした。

この求職活動については、現在の就業先について離職又は廃業することを必ずしも前提

とするものではなく、例えば、現在の就業先と併せて新たな雇用先を探すことなども含めて検討する場合を認めるなど、各自治体において新型コロナウイルスの感染の影響や雇用情勢等も踏まえて、柔軟に対応いただきたい。

(参考)

法第3条(定義)

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

問3-6(離職等していない者の常用就職)

答 含める。この場合、就労の状況が以前と同じ状態に戻り、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた時に、住居確保給付金の支給は中止することとなる。

4 支給額等

(1) 支給額等

問4(1)-1(管理費、共益費等の取扱い)

支給対象となる住宅の家賃月額には、管理費、共益費は含まれるのか。

また、駐車場代や光熱水費が一体となって、家賃に含まれている場合の取扱い如何。

答 管理費や共益費は、支給対象となる住宅の家賃月額には含まれない。

また、家賃に駐車場代や光熱水費が含まれている場合には、貸主に家賃分を区分して提示していただく必要がある。

問4(1)-2(住宅入居初期費用の取扱い)

新規に住宅を賃借する場合、住宅入居初期費用として、敷金・礼金、家賃(入居に際し当初に支払いを要する家賃)等の費用が必要になるが、その取扱い如何。

答 本給付の支給対象は、初期費用として支払を要する家賃の翌月分以降の家賃相当額である。

住宅入居初期費用(敷金・礼金、当初に支払いを要する家賃等)の捻出が困難である場合は、社会福祉協議会の「総合支援資金(住宅入居費)融資」を利用することとなる。

問4(1)-3(支給申請後の世帯人数の変更)

住居確保給付金の支給申請後、世帯人数に変更があった場合の取扱い如何。

答 住居確保給付金は、世帯人数によって、収入要件、資産要件の基準額が異なっており、支給額についても異なるものとなっている。

支給手続きとしては、支給申請時点に、支給要件に該当するかどうかを判断すること

としており（事務マニュアル2（1））、本給付については、早期支援・早期支給が重要であること、3か月間に限定した支給であることや、自治体の事務の簡素化等を考慮して、支給申請後の事情変更は考慮しないこととする。

ただし、申請者本人が、支給対象となる住宅から退去した場合は、支給の根拠がなくなることから、支給を中止することとなる。

問4(1)-4（家賃変更への対応）

支給対象となっている住宅の家賃が下がった（上がった）場合、支給額を変更する必要があるのか。

答 支給対象となっている住宅の家賃の変更は、住居を喪失していた者が住居確保給付金を活用して住居を確保した場合については基本的には想定されないが、住居確保給付金の申請時に既に住居を確保していた者（住居喪失のおそれのある者）については、住宅の賃貸借契約の更新時に家賃が変更となることが想定される。

家賃が変更となった場合は、既に行っている支給決定について変更を行う必要がある（家賃が上がった場合も限度額の範囲内で認めることとする）。

よって、受給者より、「住居確保給付金変更支給申請書（様式1-3号）」を申請させ、支給額についても変更の支給決定（様式7-3号）を行うこととされたい。

なお、実際には民間の賃貸住宅における家賃変更よりも公営住宅に入居している者の家賃変更の方が多く発生することが想定される。

また、公営住宅の場合、低所得者に対しては家賃減免の措置を設けている自治体もあるので、必要に応じて公営住宅を管理している住宅部局と連絡調整を行っていただきたい。

問4(1)-5 欠番

(2) 支給期間等

問4(2)-1（支給日）

住居確保給付金は月ごとに支給することになっているが、支給日はいつになるのか。

また、不動産媒介業者等が、対象となる家賃に対して、前月支給を求めた場合の対応如何。

答 支給日については、対象となる家賃に対して、前月支給でも当月支給でも可能であり、不動産媒介業者等とも調整の上、決定していただきたい。

問4(2)-2-1（支給開始月）

事務マニュアル4（4）に規定された「翌月以降の家賃相当分」及び「申請日の属す

る月に支払う家賃相当分から」とは、具体的にいつから支給されるのか。

答 「翌月以降の家賃相当分」とは、例えば、10月に支給申請を行った場合は10月分の家賃は初期費用として支払うこととなるため、11月分の家賃相当分から支給開始となる。具体的には、前月払いであれば、10月に支払う11月分の家賃相当分から。当月払いであれば、11月に支払う11月分の家賃相当分から支給開始となる。

「申請日の属する月に支払う家賃相当分から」とは、例えば、10月に支給申請を行った場合は10月に支払う家賃相当分から支給開始となる。具体的には、前月払いであれば、10月に支払う11月の家賃相当分から。当月払いであれば、10月に支払う10月分の家賃相当分から支給開始となる。

問4(2)-2-2 欠番

問4(2)-3 (申請日の属する月)

勤務日数等について、申請日の属する月とその前月等を比較することを想定している。例えば、前月は週4～5日の勤務シフトであったものが、今月は週2～3日以下に減少した場合等を指す。なお、必ずしも前月から減少している場合のみでなく、例えば2か月前から減少しており、その状態が当月まで続いている場合や、フリーランス等で業務量が一定していない就労形態の場合、3か月間の平均受注量と比較し、減少している場合等も該当する。

(3) 支給方法

問4(3)-1 (貸主等への振込に同意しない者)

住居確保給付金の支給方法について、申請者が貸主等の口座への振込に同意せず、自らの口座への振込を求める場合や、貸主等が、申請者からの直接振込を求める場合の取扱い如何。

また、貸主等が、口座振込ではなく、現金支払いを求める場合の取扱い如何。

答 住居確保給付金の支給方法については、貸主等が代理受領等する(則第17条)こととなっており、申請者には、申請時に貸主等の口座への振込等への同意を求めている(様式1-1号)。したがって、支給に当たり、貸主等の口座への振込等に同意しない者に対して、支給しないことは差し支えない。

貸主等が、申請者からの直接振込を求める場合についても、貸主等が代理受領等することとなっていることため、自治体から貸主等に対して理解いただくよう指導をお願いしたい。

なお、受給者を経ずに確実に賃貸住宅の貸主等に支払われることが確保できる場合は、口座振込の方法に限らない(事務マニュアル5)。

※代理受領等とする理由：

①貸主等側が家賃を確実に徴収できる

②住居確保給付金を受給者へ直接振込んだ際の、受給者による使い込みを防ぐ

問4(3)-2(住居確保給付金の振込先)

住居確保給付金の振込先については、「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-1)」において、「貸主又は貸主から委託を受けた事業者」となっているが、「委託を受けた事業者」には家賃保証会社も含まれるとの認識で差し支えないか。

答 貸主との契約があるという前提ではあるが、「委託を受けた事業者」には、不動産媒介業者のみならず、家賃保証会社、住宅管理会社、サブリース業者も含まれる。

問4(3)-3(家賃をクレジット払いとしている者)

現在居住している賃貸住宅の家賃の支払いをクレジットカード払いとしている者が住居確保給付金の受給を希望した場合、クレジットカード会社に振り込むことになるのか。

答 住居確保給付金は、原則として、自治体から賃貸住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込むこととされていることから、家賃の支払い方法を貸主等への直接払いに変更できた場合に限り、支給対象者となり得る。

(4) 支給対象となる住宅等

問4(4)-1(公営住宅への入居)

公営住宅に入居しようとする者又は入居している者は、支給対象となるのか。

答 支給対象となる。

問4(4)-2(入居する住宅に故郷の妻子を呼び寄せる場合)

入居する住宅に、故郷の妻子を呼び寄せ、住居確保給付金の支給を受けることは可能か。

その場合、支給限度額は、世帯人数に応じた基準額となるのか。

答 申請時に、同居しており、生計を一とする者として申請し、収入要件、資産要件等の支給要件に該当するのであれば、世帯人数に応じた住居確保給付金の支給を受けることは可能である。

この場合、支給決定後に提出される住民票において、世帯員の転入を確認されたい。

問4(4)-3(ルームシェアにより入居する場合)

生計を一としない複数人がルームシェアにより住宅を賃貸する場合は、各入居者とも、それぞれ住居確保給付金の支給を受けることは可能か。

答 いわゆるルームシェアについては、住宅の貸主の承認を得た上で、一つの住居に複数

人で住む形態と考えられるが、一般的には、主たる契約者が貸主と賃貸借契約を締結して、残りの者は同居者となり、主たる契約者が家賃の総額を貸主へ支払う方法が多い。

ルームシェア入居については、各人の家賃負担額が賃貸借契約上明確でなく、制度としても確立していないこと等から、支給対象としないこととする。

問4(4)-4(主たる生計維持者と賃貸借契約者が同一世帯内で異なる場合)

現に、同一世帯内で賃貸住宅に居住している者について、住居確保給付金の申請者と住宅の賃貸借契約者が異なる場合(例えば、申請者が妻で、住宅の賃貸借契約者が夫である場合)の取扱如何。

答 住居確保給付金の申請者は、支給要件である「離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと」(事務マニュアル2(1)③)を満たす必要があるが、同一世帯内で申請者と現に賃借している住宅の契約者が異なっている場合は、住宅の賃貸借契約書等により、

- ①「同居人」又は「居住者」欄により、申請者が当該住宅に居住できる権利を有していること
- ②月額家賃
- ③居住できる期間(住居確保給付金受給予定期間内に居住の権利があること)

いずれもが確認できれば、対象として差し支えない。

問4(4)-5(ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い)

ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンションの取扱い如何。

答 ゲストハウス、ウィークリーマンション、マンスリーマンション(以下、「ゲストハウス等」という)は、契約形態としては定期建物賃貸借契約となっていると想定される。定期建物賃貸借契約の物件については、契約期間満了後、直ちに住宅から退去させられる可能性があり、住居確保給付金を利用して入居した場合、契約期間満了による退去と同時に住居確保給付金を中止することとなることから、申請者にその旨を説明した上で申請を行わせているところ。

住居確保給付金を支給決定するに当たって、定期建物賃貸借契約が結ばれているゲストハウス等についても一般の定期建物賃貸借契約の場合と同様に取り扱って差し支えないが、地域によっては

- ・入居者が管理人等に支払うものは書面上、家賃ではなく利用料と表示している。
- ・賃貸借契約を結ばず、若しくは類似するものを結んだ上で、入居者には入居証明書等を交付している。

といったゲストハウス等が存在しており、そのような物件は、一般的な建物賃貸借契約及び定期建物賃貸借契約(以下、「賃貸借契約等」という)と比較して、契約の根拠たり得る個別の法律が存在せず、また、住居の安定確保に資するかどうか不明なことから、離

職者に対し安定した住居を確保することを目的とした住居確保給付金の支給対象にはなじまないものである。

上記のような疑わしいゲストハウス等がある場合は、当該契約書が賃貸借契約等の内容となっているかをよく確認した上で取り扱われるようお願いする。

また、ゲストハウス事業者等が宅地建物取引業者である場合は、賃貸借契約等の締結の前に、重要事項説明を行う必要があることから、その事実の有無を確認いただくようお願いする。

なお、住居確保給付金の申請相談があった場合やゲストハウス等に関する相談があった場合は、安定した住居の確保により就労を促すという住居確保給付金の目的から、通常のアパート等民間賃貸住宅等に居住するよう助言することが望ましいところである。

5 事業の実施

問5-1（入居予定地と異なる自治体への来所）

対象者が、入居しようとする住居の居住地と異なる所管区域の自立相談支援機関へ、当初の相談のために来庁した場合はどのように対応するのか。

答 対象者が当初相談に来庁した時には、制度や必要書類等の説明と併せて、支給申請は、入居予定住宅の居住地を所管する自立相談支援機関において行うことを説明するものとする。（事務マニュアル1（2））

問5-2（支給申請受付後、異なる自治体の所管区域での住居確保）

対象者の支給申請受付後、異なる自治体の所管区域において住居を確保し、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた場合、どのように対応するのか。

答 基本的には居住予定地を所管する自治体（以下「B市」という。）への再申請を行って頂くこととなるが、迅速な支援の必要性に鑑み、申請者に再度証拠書類を整えさせる義務を負わせるのではなく、このようなケースの場合のみ当初に提出された書類を活用できるものとする。

具体的には、当初申請を受けた自治体（以下「A市」という。）においては、申請者本人より申請取り下げ書を提出させ、申請書の原本や証拠書類等を本人に返還する（当初申請時の自治体において申請件数をカウントするため、申請の写しとともに取り下げ書を保存する）。この際、B市に対し、申請者が来訪する旨の情報提供を行うこととされたい。対象者は、B市に改めて申請する必要があるが、新たに記入を要する書類は申請書のみとし、証拠書類等は当初申請時の書類を活用するものとする。証拠書類が当初申請時のものであると証するために、当初申請書の原本を証拠書類に添付することとする。

なお、B市への再申請の際の申請日は実際にB市に提出した日となるが、再申請に要した日数等により離職期間等の要件から外れてしまうなどの不利益を申請者に負わせないようにするため、離職期間、預貯金、収入等の証拠書類については、A市への当初申請日を基準として確認することとする。

また、当初申請を受けたA市の管轄内にある市町村社会福祉協議会（以下「A市社協」という。）において、既に臨時特例つなぎ資金（以下「つなぎ資金」という。）を借り入れている場合、A市社協では償還指導のために申請者の転居先を把握する必要があるが、その際の情報提供の取り扱いは以下のとおりとする。

- ① A市は、B市で住居を確保してきた申請者がA市社協からつなぎ資金を借り入れていないかどうかを確認する（A市社協からつなぎ資金の貸付けを受けた旨の情報提供があるかどうかを確認）。
- ② A市は、上記でA市からB市へ情報提供する際に、つなぎ資金利用者であること

の情報提供も行う。

③ B市は、住居確保給付金を決定または却下した場合、A市社協へ情報提供を行う。

問5-3-1 欠番（問6-6へ転記）

問5-3-2 欠番（問6-7へ転記）

6 支給手続等

問6-1（代理人による申請）

代理人による申請は認められるのか。

答 民法における代理は、代理人が代理権の範囲で、代理人の判断で本人のために意思表示を行うものとされている。

支給申請は、本人の意思に基づくべきものであり、誓約事項や同意事項への本人同意等も求めていることから、代理人による申請はなじまないものである。

なお、本人が自らの意思で記載した申請書を本人以外の者が持参した場合は、代理ではなく、使者として捉えることとなる。

使者による申請書の提出は形式的には有効となると考えられるが、支給にあたっては、住居確保給付金や各種関連事業の説明が必要となること、求職活動等を要件としていること、申請後に住居確保、貸付申請、賃貸借契約締結、各種書類提出等を行う必要があること等から、本人以外の者が申請書を持参することは想定し難いところである。

しかし、仮に、使者による申請書の提出があった場合には、申請書提出手続きについて本人から使者に委任されている旨の証書等を求め、本人と使者の関係を確認し、申請を受け付けることとなる。

問6-2（本人確認書類を提出できない者）

住民登録抹消等により、いずれの本人確認書類も提出できない者への対応如何。

答 支給申請にあたっては、不適正受給防止等の観点から、添付書類として本人確認書類の提出を定めている（事務マニュアル6（3）①）。

また、住居確保給付金と連携して貸付けを行う、社会福祉協議会が実施する各種融資においては、住居確保給付金支給申請時における本人確認を前提として、貸付手続きを進めていくこととしているところである。

本人確認書類を提出できない者については、住居確保給付金の支給対象者とならないので、各種福祉施策による支援について、関係課等とご協議いただきたい。

問6-3（公営住宅における賃貸借契約書の取り扱い）

住居確保給付金の支給決定には、賃貸借契約書の写しの提出が必要となっているが、公営住宅に入居予定又は入居中の者については契約書が存在しない。どのような対応とすべきか。

答 公営住宅の契約関係においては、一般的に公営住宅の事業主体（都道府県、市町村）（以下、「事業主体」という。）の長と公営住宅の入居者との間には民間賃貸住宅における「契約書」が存在せず、事業主体の長から入居決定者に対し、「使用許可書」が発出されることとなると思われる。

よって、公営住宅への入居を予定している又は既に公営住宅に入居している、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者の手続きについては以下の通りとされたい。

① 住居を喪失している者の場合

公営住宅の入居を希望している者については、別途公営住宅の事業主体の長の定めるところにより、入居を希望する住宅に対し、入居の申し込みを行い、事業主体の長より入居決定を受けることとなっている（平成20年12月18日付け国住備第85号「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条による目的外使用による入居決定（以下、「目的外使用による入居」という。）」も同様）。

入居決定を受けた者は「様式2-1」を当該公営住宅を管理する事業主体の住宅部局又はその委託を受けた者に持参し、必要事項を記入してもらった上で、自立相談支援機関へ提出させる。

その後、住居確保給付金の支給決定を行うために、民間賃貸住宅であれば当該住宅の賃貸借契約書を提出させることとなっているが、公営住宅への入居の場合は、賃貸借契約書の代わりに、「使用許可書」の写しを提出させ、支給決定を行うこととなる。

② 住居を喪失するおそれのある者の場合

既に公営住宅に入居している者（目的外使用による入居を含む）については、「様式2-2号」を当該公営住宅を管理する事業主体の住宅部局又はその委託を受けた者に持参し、必要事項を記入してもらった上で、自立相談支援機関へ提出させる。

その後、支給決定を行うために、民間賃貸住宅であれば当該住宅の賃貸借契約書を提出してもらおうこととなっているが、公営住宅への入居の場合は、賃貸借契約書の代わりに、「使用許可書」の写しを自立相談支援機関に提出させ、支給決定を行うこととなる。

問6-4（住民票を移すことのできない場合の取り扱い）

事務マニュアル6（8）③により、住居確保後に新住所における住民票の写しを提出することとなっているが、DV、多重債務等の状況にあり住民票を移すことのできない場合、どのように取り扱うべきか。

答 DV、多重債務等により住民票を新住所に移すことが難しい理由がある場合には、新住所に確実に住んでいることが証明できる書類をもって、その代わりとして差し支えない。例えば、新住所が記載された公共料金の契約書や支払い領収書の写しなどが考えられる。

なお、その場合には新住居入居後7日以内の提出が難しいと考えられることから、提出が可能となった段階で提出するよう指導されたい。

問6-5（貸主等側の理由により転居を余儀なくされた場合の取り扱い）

住居確保給付金を受給していた者が、居住していた住宅の建て替えのため翌月の途中で退去する必要がある場合、退去日があらかじめ判明しているため日割により支給して差し支えないか。

答 本人の責によらない住宅の退居の場合は、支給中止とならない。（事務マニュアル10（1）③及び問7-6）

貸主等側の理由（居住している公営住宅の建て替え、民間賃貸住宅における都市計画事業による立ち退き）により、受給者が対象住宅を退去せざるを得ない場合で、月末ではなく月の途中で退去する必要がある場合は退去日までの日割計算で支給して差し支えない。

日割計算した場合は、当該月の残額分については、新しい住宅の最初の日割り分家賃に充当することが望ましいが、当該日割り分家賃を手持ち資金等（民間賃貸住宅の場合、移転の補償金が貸主等側から支払われることもある）により対応された場合は、3ヶ月目の支給月の翌月に残りの日割分を支給する等、受給者の権利を害しないよう、対応されたい。

問6-6（支給申請後に手続きを進めない者）

住居確保給付金の支給申請後、証拠書類の提出や住居確保等の手続きを進めない者に対する対応如何。

答 住居確保給付金の支給は、住居及び就労機会確保への支援を目的とした自治体からの給付であり、証拠書類の提出や住居確保等の手続きは申請者が行うものである。

手続きが滞っている者に対しては、できるだけ、電話確認を行う等状況等を確認し、支援に向けた助言を行うものとする。

問6-7（支給申請後に手続きを進めない者2）

問6-6において、支給申請後に手続きを進めない者に対する対応等が示されているが、住居確保給付金不支給通知書を交付することとする期限を自治体で定めていいか。

また、一定期間を要した後に手続きが進んだ場合は、支給額を遡及して支給することとなるのか。

答(1) 不支給通知書の交付

支給申請後に手続きが滞っている者に対しては、できるだけ支援に向けた助言を行うものとしているところであるが、対応しない者に対して、不支給通知書を交付すること及び不支給通知書を交付する期限を設けることは差し支えない。

(2) 支給額の遡及支給

支給開始月については、対象となる家賃に対して前月支給とするのか当月支給とするのか、審査手続き等に要する日数等の状況を踏まえて、個別にご判断いただきたい。

また、住居確保給付金は過去の家賃滞納分には充当できないものとしているところである。

よって、支給申請後に手続きを進めない者については、支給額を遡及して支給することは想定していない。

問6-8 (中断するタイミング)

支給期間である3か月の間に傷病による中断の申し出があった場合でも、当初の支給期間が完了するまでの間は中断しない。つまり、自治体が中断を行うタイミングは、3か月目、6か月目の最大2回となる。

問6-9 (中断申請、中断中の面談のために来庁することができない者)

傷病により、住居確保給付金の受給を中断中及び中断を希望する者で、入院等により自立相談支援機関に来庁することができない場合、電話・メール等又は相談支援員の訪問により、相談及び中断の申請を受け付けても差し支えない。

なお、電話での申請希望の場合は、速やかに必要書類を郵送することとする。

問6-10 (中断申請に必要な書類)

傷病により、住居確保給付金の受給について中断を希望する者は、「住居確保給付金支給中断届」及び傷病により求職活動が困難である旨を証明する文書の提出等を求めることとする。傷病により求職活動が困難である旨を証明する文書は、医療機関の交付する診断書又は当該医療機関の領収書又は処方箋の写しを指し、これらの文書の提出のほか、本人の同意を得た上で、相談支援員の医療機関への同行による報告書等でも可能とする。

7 支給の中止

問7-1 (支給申請から支給決定前の間の常用就職)

支給決定後の常用就職による支給中止については事務マニュアル10(1)②に規定があるが、支給申請した後、支給決定前に常用就職した場合はどうなるのか。

答 住居確保給付金の支給については、申請時点で、支給要件に該当するか否かを判断することとしている(事務マニュアル2(1))。

そのため、支給申請後に常用就職したとしても、支給決定を行うことは問題ない。

問7-2 (支給期間中のアルバイト)

支給期間中に、生活維持のため、アルバイト等臨時的な収入を得ながら、求職活動等を行うことは可能か。

答 可能である。

問7-3 (住宅に入居後、早期退去した場合)

支給期間中に、住宅から退去した場合どうなるのか。

答 住宅から退去した場合には、事務マニュアル10(1)③により支給を中止する必要がある。申請者に対して、支給期間中にやむを得ず住宅を退去する場合には、事前相談を行うよう指導しておく必要がある。不動産媒介業者、貸主等からも、情報等を得られるよう連携を図るものとする。

問7-4-1 欠番

問7-4-2 欠番

問7-5 (傷病等により求職活動等ができなかった場合)

支給申請時には支給要件に該当していたが、支給決定後、傷病等により求職活動等できなかった場合、支給を中止することは適当でないと考えるが如何か。

答 3ヶ月の支給期間内は、お見込みのとおり取り扱って差し支えない。また、傷病により求職活動ができない場合、住居確保給付金を中断することも可能であるので、自立相談支援機関は本人と面談等するなどして相談をすること。なお、傷病等の確認にあたっては、医療機関の診断書等の提出を求めて確認するものとする。

問7-5-2 欠番

問7-6（支給申請後の状況の変化で支給中止となる場合）

支給申請後に、支給要件に係る状況が変更した場合の取扱い如何。

答 支給申請後の支給要件に係る状況の変化については、基本的には問4-(1)-3のとおり、支給申請後の世帯人数、収入、預貯金等の変化の状況変更は考慮しないこととなるが、事務マニュアル10(1)に該当する場合は支給中止となる。

問7-7（常用就職による支給の中止等）

常用就職による支給の中止等について、支給中止の要件、手続き等について、具体的に示してほしい。

答 常用就職による支給の中止等については、次のとおり。

(1) 常用就職の定義

常用就職という用語に法律上の定義があるわけではなく、住居確保給付金においては、則第10条第5項のとおり、「期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職」と定義している。

この定義において、常用就職は、正社員及び非正規社員を問わず、同一事業所等で長期間勤務を継続する就業形態を指し、アルバイト、パート等も含むこととなる。

(2) 支給中止の手続き等

① 常用就職届（様式6）の提出

受給者に対して、住居確保給付金の支給決定時に、受給期間中に常用就職をした場合には常用就職届(様式6)を提出するよう指示する（事務マニュアル6(9)④及び6(10)①）。

② 常用就職による支給の中止

常用就職し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。（事務マニュアル10(1)②）。

常用就職届(様式6)の提出にあたっては、収入見込額が確認できる書類を添付することとしている。

また、事務マニュアル6(10)②により、常用就職届の提出月以降、自治体に対し収入額を確認することができる書類を毎月提出する。

なお、住居確保給付金は就労を目的としているため、当該常用就職による就労収入のみで判断するものとする（当初支給申請時の収入要件とは異なり、同一の世帯に属する者の収入や各種手当等は合算せずに判断する）。

問7-8（失業等給付で給付制限を受けている者が受給開始した場合）

失業等給付について、離職理由が自己都合等の理由で給付制限を受けている者が住居確保給付金を受給している場合、その者が失業等給付を受給し始めた時に収入基準額を

超えた場合、中止して差し支えないか。

答 受給期間中に失業等給付で収入基準額を超えても中止にはならない。事務マニュアル10(1)支給の中止に合致しなければ、3ヶ月継続して支給し続けることとなる。

問7-9 (受給者が生活保護を申請した場合)

住居確保給付金受給者が受給期間中に生活保護を申請し、保護決定された場合は、既に貸主等へ支払った給付について返還を求める必要はあるか。

答 受給期間中に生活保護を受けることとなった場合は、住居確保給付金と住宅扶助について調整を行う必要がある。その場合の取扱いは以下の通りとするので、生活保護所管部局と連携し、重複払いのないよう調整を行われたい。

① 住居確保給付金の取扱い

既に住居確保給付金により家主に支払った分については、家主に返還を求める必要はない。

② 生活保護の取扱い

既に住居確保給付金で支払われている月分の家賃は賄われているため、当該月分の住宅扶助は認定せず、その翌月分から認定を行う。

(例)

4月から住居確保給付金を受けていた者(家主への支払は毎月20日)が、6月15日に生活保護の申請を行い、同月29日に申請日に遡って保護決定された場合

6月15日 生活保護申請

6月20日 6月分の住居確保給付金(7月家賃相当分)を家主へ支給

6月29日 申請日に遡って保護決定

↓

7月分の家賃までは既に住居確保給付金で支払っているため、生活保護の住宅扶助を8月から認定する。

問7-10 (支給中止に伴う既給付額の徴収)

求職活動等の懈怠や虚偽申請等、再支給の対象とならない支給中止となった受給者に対して、既に給付した給付金を必ず返還請求する必要があるのか。

答 支給中止と既給付額の徴収は必ずしもセットではない。

申請時点で虚偽の収入や資産等により申請していた場合や、暴力団員であったことを隠して申請していた場合など、明らかな不適正受給の場合は既給付額の徴収を行うこととなるが、例えば、求職活動等の懈怠の場合、申請時に熱心な求職活動等を誓約しても、支給決定後、誓約どおりに実施するかは受給者の意欲の問題であり、突然、求職活動等を行わなくなる場合も考えられる。この場合、まずは求職活動等を行うよう指導し、それでも行わない場合は理由を聞き取り、その上で不適正受給として既給付額を徴収する

かを判断することとなる。

8 不適正受給者への対応

問8-1 (暴力団員への対応)

暴力団員への対応如何。

答 反社会的行為により市民生活の安全と平穩を脅かす暴力団員に対して住居確保給付金を支給することは、公費である住居確保給付金が暴力団の資金源となり、大きな問題であることから、支給対象者とししない。

ただし、申請時において、暴力団からの脱退届及び離脱を確認できる書類により、当該組織からの脱退を確認することができ、自立更生の意欲があると確認される場合には、事務マニュアル2(1)に規定された支給要件に該当するか否かを判断することとなる。

なお、暴力団関係者への対応にあたっては、警察とも十分に連携されたい。

問8-2 (暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の照会)

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の警察への情報提供依頼に際しての留意事項を示されたい。

答 公費である住居確保給付金が暴力団活動の資金源になることは、住居確保給付金住居確保給付金の支給に対する国民の信頼を著しく損ねるものであることから、下記の点に御留意の上、適切に事務を執り行われるようよろしくお願いする。

- ① 不動産媒介業者等の事務所を統括する者、事業活動を支配する者、実質的に関与している者など、ある特定の個人が暴力団員であると確認された場合、その者の属する不動産媒介業者等が事務マニュアル14(3)I①から⑨までに該当するものとして排除されるものであることから、疑わしいと判断した理由が特定の個人であった場合は、その個人について、警察へ情報提供依頼すること。また、業者自体の風評等に基づく場合や、個人の特定が困難な場合など、不動産媒介業者等そのものの暴力団該当性が疑われる場合においても、警察へ情報提供依頼することは可能である。

なお、宅地建物取引業者の代表者及び役員、宅地建物取引業法施行令第2条の2で定める使用人(事業所の代表者)については、免許申請時に暴力団員該当性を確認していることから、疑わしいと判断した根拠が明らかである場合を除き、原則として情報提供依頼は不要であるが、宅地建物取引業者の従業員など、暴力団員該当性が確認されていない者については、暴力団員該当性が疑われる場合には、情報提供を依頼すること。

- ② 警察へ情報提供を依頼する際は、疑わしいと判断した根拠を明らかにした上で行うこと(収集した資料の提供、風評等の情報を提供するなど)。また、情報提供依頼の対象者を特定できる資料(対象者の住所・氏名・生年月日等)を可能な限り収集するとともに、各自治体で定める個人情報保護条例に則り、情報提供を依頼すること。
- ③ なお、既に警察と連携して行っている暴力団員排除の取組は、引き続き執り行われる

ようお願いします。

問 8-3 (転居等による不正受給が疑われる場合)

申請者が別の自治体で住居確保給付金(住宅手当及び住宅支援給付も含む)を受けたことがあると疑われる場合、どのように確認を行えばよいか。

答 過去に住居確保給付金(住宅手当及び住宅支援給付も含む)を受けたことがある者は、確認書で本人に誓約させることになっているが、事実を隠ぺいして申請した場合であっても、本人確認書類の記載内容から、転入日が申請日と近似している場合や、住民票に記載されている「住民となった日」が申請日と近似している場合、また、申請時の住所地が申請自治体と異なる場合等、転居によって住居確保給付金を再度受給するという不正受給の可能性があると思われる場合には、住居確保給付金支給申請書記載の同意事項に基づき、前住所地の自治体に協力を求め、事実の確認を図ること。

9 再支給

問 9-1-1 (再支給の要件)

住居確保給付金受給者の再支給の要件として、「常用就職後に新たに解雇された場合」と事務マニュアル12に示されているが、解雇とはどのような場合をいうのか。

また、再支給の対象者は、支給期間中に常用就職できた者だけでなく、支給終了後に常用就職した者も、解雇され支給要件に該当すれば、再支給の対象になると考えてよいか。

答 再支給の目的は、使用人(事業者側)の都合で職を失った方を救済することにある。そのため、雇用契約期間が満了した場合で、本人に落ち度はなく、更新の意思があったにもかかわらず、使用人の都合で契約更新されなかったときは該当とするが、雇用契約をした際に、予め更新しない旨が規定され、雇用契約期間が満了した場合は、該当しない。

また、離職票上は、自己都合であっても、労働基準法の違反があったと疑われる事実が申請者により証明されれば、本人の責に帰すべき重大な理由による解雇ではないことから、再支給の対象として差し支えない。労働基準法の適否の判断については、労働基準監督署に相談願いたい。ただし、労働基準監督署に報告を求められるものではない。

なお、再支給の対象者は、支給終了後に常用就職した者も、直近の支給決定後、直前の離職が解雇であれば対象となる。

問 9-1-2 (複数回の再支給)

住居確保給付金を受給し、就職した後に新たに解雇された場合、支給要件に該当すれば、何回でも受給することが可能となるのか。

答 可能である。(事務マニュアル12)

問9-2 欠番

問9-3 欠番

問9-4 欠番

10 その他

問10-1 (受給者が住宅を退去した場合の既支払済み家賃の取り扱い)

住居確保給付金を受給していた者が、受給期間中に無断で退去した場合、既に住宅の貸主へ支払った住居確保給付金について返還を求める必要はあるのか。

答 貸主としては受給者を居住させる対価ということで家賃(住居確保給付金)を受け取っており、貸主側に落ち度はないことから、既に支払った給付(退去した月の日割分を含む)については貸主へ返還を求める必要はない。

しかし、貸主側が退去日以降の家賃(日割計算)について、返還を申し出た場合は、自治体から貸主に対し納入告知書を発行し、それを貸主へ送付し、それに基づき自治体へ返納してもらうこととする。貸主から退去した受給者本人へ返還することではないので留意すること。

問10-2 (受給者が自己破産した場合の対応)

住居確保給付金受給中に、受給者が自己破産した場合、破産したことを理由として中止する必要があるか。

答 受給者が自己破産に陥った場合でも、破産を理由とした賃貸借契約の解除が認められないので、住居確保給付金の対象住宅に引き続き居住し、事務マニュアルで定められた求職活動等を行っている限り、破産を理由として支給を中止する必要はない。

問10-3 (住宅扶助見直しに係る取扱について)

住宅扶助基準が見直しされた場合、住居確保給付金における家賃額はどのような取扱になるのか。

答 住居確保給付金における家賃額は上限を住宅扶助に基づく額としているところ。住宅扶助基準の見直しが行われた際には、当初申請、延長申請、再延長申請を受け決定する各支給決定通知書の以下の下線部分において、

<支給決定通知書(抜粋)>

2 支給期間 年 月 (年 月家賃相当分) から
 年 月 (年 月家賃相当分) まで

当該自治体で適用される住宅扶助に基づく額を上限とする。

ただし、既に3ヶ月支給決定し、支給額が決定している者について変更を行うことはしない（変更するタイミングは延長、再延長の際）。